

# 土浦市立土浦小学校 改築計画に関する提言書



平成23年3月

土浦市立土浦小学校  
校舎及び屋内運動場改築  
検討委員会

# 目 次

1	「土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会」の設置	1
2	土浦小学校の歴史と改築計画に伴う課題の整理	2
3	学校視察会及びグランド芝生化に関する勉強会の実施	13
4	土浦小学校改築計画に関するアンケート調査の実施	25
5	土浦小学校改築計画に関する基本方針	31
6	土浦小学校改築計画に関する児童及び教員へのワークショップ	38
7	土浦小学校改築に関する検討作業内容	47
8	土浦小学校改築計画に関する整備方針（提言）	54
9	検討委員会について	55
10	参考資料	59
	（1） 耐力度調査報告書	
	（2） 埋蔵文化財試掘確認調査（第2次）報告書	
	（3） 歴史の小径パンフレット	
	（4） 土浦市景観計画〔抜粋〕（案）	
	（5） 校庭芝生化についての資料	
	（6） アンケート用紙	
	（7） ワークショップでの意見（児童）	
	（8） ワークショップでの意見（教員）	
	（9） KJ法まとめ	

# 1 「土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会」の設置

土浦小学校は、市内で一番古く明治6年に創立され、130年を超える歴史のある小学校であり、周辺には、土浦城址がある亀城公園、まちかど蔵、博物館等があり、大変恵まれた環境にある小学校でもあります。しかしながら、現在の校舎は築43年が経過し老朽化が進行しております。平成10年に行われた耐力度調査においても、文部科学省で定められた基準値以下の結果が出ており、改築の採択基準に達しています。また、現在の教育方針にあった教育環境を整備するには、改築の必要があると判断されました。

本委員会は、土浦小学校改築にあたり、施設整備と景観の整備に係る課題について意見交換、検討を行い、その結果を改築構想の策定に活用することにより、教育環境の向上を図ることを目的として、平成21年8月に設置されました。

本委員会は、学識経験を有する者、学校長、保護者の代表、通学区域の地域の代表、小中学校長の代表、市職員、その他教育委員会が必要と認める者によって構成されました。

【土浦小学校改築のスケジュール】（予定）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
委員会	基本的な方針を市へ報告	改築計画に関する整備方針を市へ提言				
市の計画		基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	開校



【土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会の様子】

## 2 土浦小学校の歴史と改築計画に伴う課題の整理

土浦小学校の歴史や現状を確認するとともに、土浦小学校改築に伴う建築条件や課題について整理を行いました。

### (1) 土浦小学校の沿革

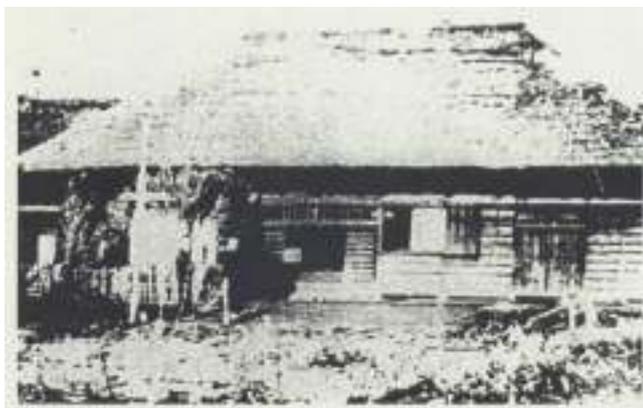
土浦小学校は土浦市内でも最も長い歴史のある小学校です。校舎は明治44年に本格的な西洋木造建築を現在の敷地に建設したのを皮切りに、昭和43年に、現在ある鉄筋コンクリート構造の校舎に建替えられています。

明治 6年	滝泉寺に第一大学区第二八番中学区土浦町第一番小学を設置
明治 7年	新治県師範学校の附属小学校
明治44年	土浦尋常小学校新築
大正 7年	土浦尋常高等小学校を開校（4月15日を創立記念日としている）
昭和22年	土浦市立土浦小学校と改称
昭和43年	3年次にわたる建設工事が終了し、新校舎が完成、竣工式挙行
昭和60年	プール完成
平成14年	創立130周年記念式典を挙行

#### 【開校当時の土浦小学校】

明治6年土浦小学校は、滝泉寺の建物を利用して開校しました。

開校時の校名は、第一大学区第二八番中学区土浦町第一番小学と称しました。



#### 【土浦尋常小学校】

明治44年、当時として他に先駆けて進んだ西洋建築として、注目を浴びた新築の小学校でした。

昭和40年に現校舎が改築されるまでの54年間使用されました。





【土浦小学校木造校舎写真】

写真左側には現在の土浦幼稚園と同じ位置に木造の園舎があり、その横には現存する榎木が見られます。また、正門付近には豊かな緑地が形成されています。



【土浦小学校鉄筋コンクリート造校舎写真】

昭和43年、3年次にわたる建設工事が終了し、新校舎が完成しました。

(2) 土浦小学校の現状

土浦小学校の児童数、学級数について将来予測を行い、今回の改築計画の基本的な設計条件として整理を行いました。

① 児童数・学級数等

土浦小学校の児童数は756名(平成22年5月1日現在)、学級数は26学級です。

ア 児童数・学級数

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	合 計
児童数	130	107	139	133	98	134	15	756
学級数	4	4	4	4	3	4	3	26

イ 児童数・学級数の推移

現在、文部科学省では平成23年度から5ヵ年計画で35人学級が検討されています。これらを踏まえて将来の学級数を推計しました。

さらに、平成29年度から2ヵ年計画で、低学年の30人学級の計画案も立てられています。

●児童数の推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
児童数	741	745	750	744	720	727	721	715	716	701	699	690	681

●学級数(1・2年:1学級35人 3~6年:1学級40人)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
学級数	23	22	23	23	22	23	22	22	21	20	20	20	20

●学級数(1・2年:1学級30人 3~6年:1学級35人)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
学級数	24	26	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24

※平成22年度以降の土浦小学校の児童数等の推計調査(平成21年5月調査)に基づく、クラス替えが可能な通常学級の推計児童数より学級数を算出。ただし、平成22年度については、5月1日現在のクラス替えが可能な通常学級の確定児童数より学級数を算出。

② 学校の現況等

土浦小学校の敷地は 14,130 m<sup>2</sup>で、敷地内には、校舎、体育館及びプールが建設されています。敷地・建物等の規模は以下のとおりです。

校舎などは、建設されてから43年が経過していることから、給排水設備、電気設備、機械設備等の施設設備を含む校舎全体の改修が必要となっております。また、平成10年に行われた耐力度調査においても、文部科学省で定められた基準値以下の結果が出ています。

この結果、校舎の改築が必要と判断されました。また、平成22年度に行われた「土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会」において、幼稚園の敷地 1,713 m<sup>2</sup>も学校敷地の一部として取り入れることとなりました。

ア 敷地

面積	15,843 m <sup>2</sup> (土浦幼稚園敷地含む)
形状	南北に細長い
接道状況	北側市道 (6.868~7.123m) 東側市道 (6.404~6.738m)

イ 建物

	校 舎	体育館
構 造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	6,965 m <sup>2</sup>	1,239 m <sup>2</sup>
築 年 度	1期：昭和40年 2期：昭和41年 3期：昭和43年	昭和43年

ウ 教室数等

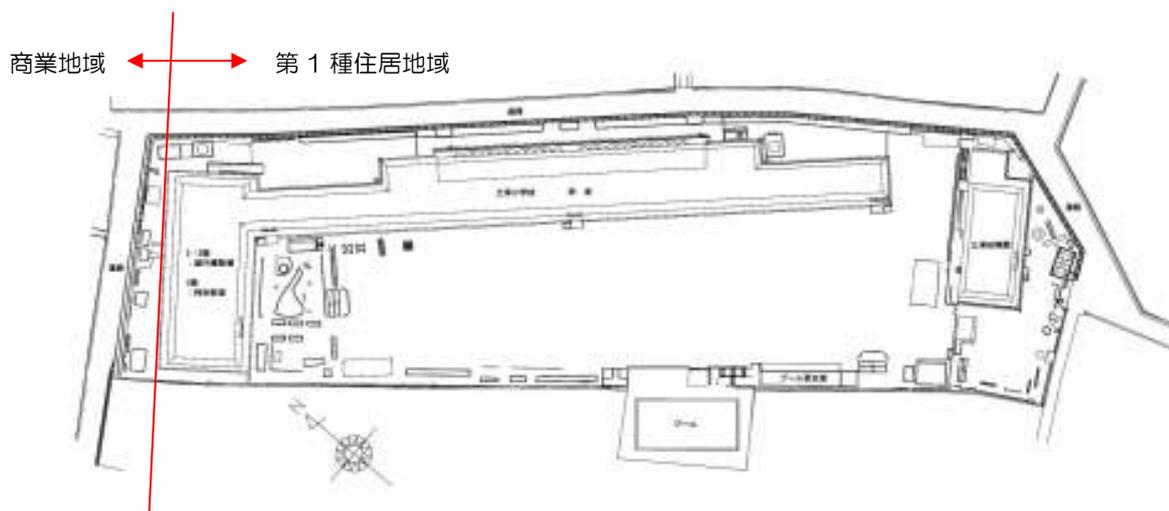
普通教室	普通教室	23	特別支援教室	3		
特別教室等	理科室	2	生活科室	1	音楽室	2
	図工室	1	家庭科室	2	コンピュータ室	1
	図書室	2	ランチルーム	1		
管理諸室等	校長室	1	職員室	1	保健室	1
	会議室	1	放送室	1	印刷室	1
	配膳室	1	資料室	3	更衣室	1
	倉庫	1	相談室	1	購買室	1
	PTA室	1				

## エ プール

構 造	鉄筋コンクリート造
規 模	25m×11.8m、6コース
築 年 度	昭和 60 年

## オ 土浦幼稚園

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
面 積	852 m <sup>2</sup>
築 年 度	昭和 54 年



【土浦小学校現況図】

### ③ 諸条件

本校敷地はほとんどが第1種住居地域に属するが、一部商業地域の部分もあります。改築計画を検討する場合、用途地域の規制で問題になる項目は余りないと思われます。

用途地域	第1種住居地域	商業地域
建ぺい率	60%	80%
容積率	300%	400%
高度地区	指定なし	指定なし
防火指定	準防火地域	準防火地域
日影規制	4h/2.5h	規制なし
道路斜線	勾配 1.25 (25m 以上無制限)	勾配 1.5 (20m 以上無制限)

#### ④ 周辺地域の状況

本校敷地は、土浦駅から北西に 0.9 km離れた平地にあり、北側及び西側は道路に接しています。また、土浦城跡の西郭の範囲内にあり、江戸時代には武家地であったとされており、試掘調査の結果、江戸時代の木組み建物基礎や堀跡の痕跡が確認されています。

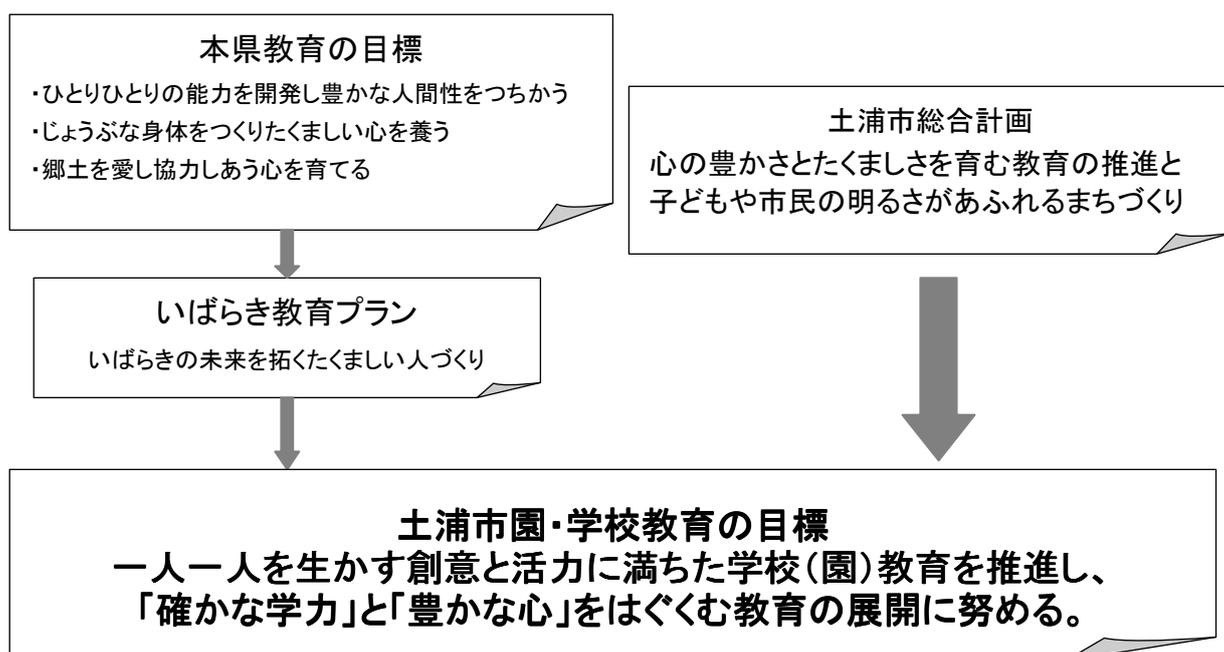
なお、学校周辺は土浦市の景観形成地区としての整備を行っている地域にあたります。



【現在の土浦小学校航空写真】

#### (3) 学校教育に関する指導方針

土浦市では、茨城県の教育の目標、教育プランにのっとり、学校教育の目的を定めています。この中では「一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校(園)教育を推進し、「確かな学力」と「豊かな心」をはぐくむ教育の展開に努める。」となっており、この目的に沿って改築計画を検討する。



#### (4) 改築に伴う課題

##### ① 建物制限による課題

###### ア 土地の形状

南北に細長い敷地形状となっており、校舎の配置、運動場の形状に配慮する必要があります。

###### イ 隣地への配慮

土浦小学校周辺は第一種住居地域にあたり、日影規制がかかります。また、学校の敷地周囲には、住宅が近接して建っているため、圧迫感についての配慮が必要になります。

###### ウ 歴史の小径整備事業

敷地に隣接する道路は歴史の小径整備事業として街並み景観の向上を図ろうとする道路です。

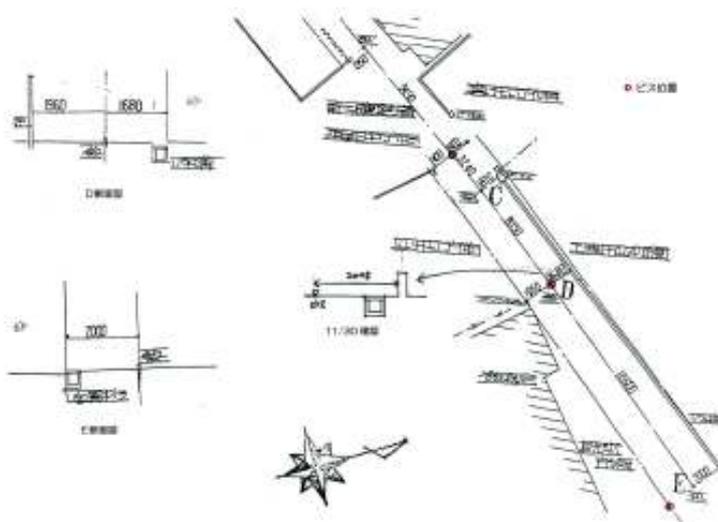
既存幼稚園部分までの整備は、完了しており、今回の学校改築に合わせて、東・北側の歴史の小径整備事業を実施する予定となっております。

また、校舎のデザインについても景観に十分配慮したものとする必要があります。



###### エ 南側道路について

幅員4mが確保されていない道路であり、道路中心線から2mのセットバックが必要となります。



※セットバック：建物や工作物を道路から後退させて建てること。

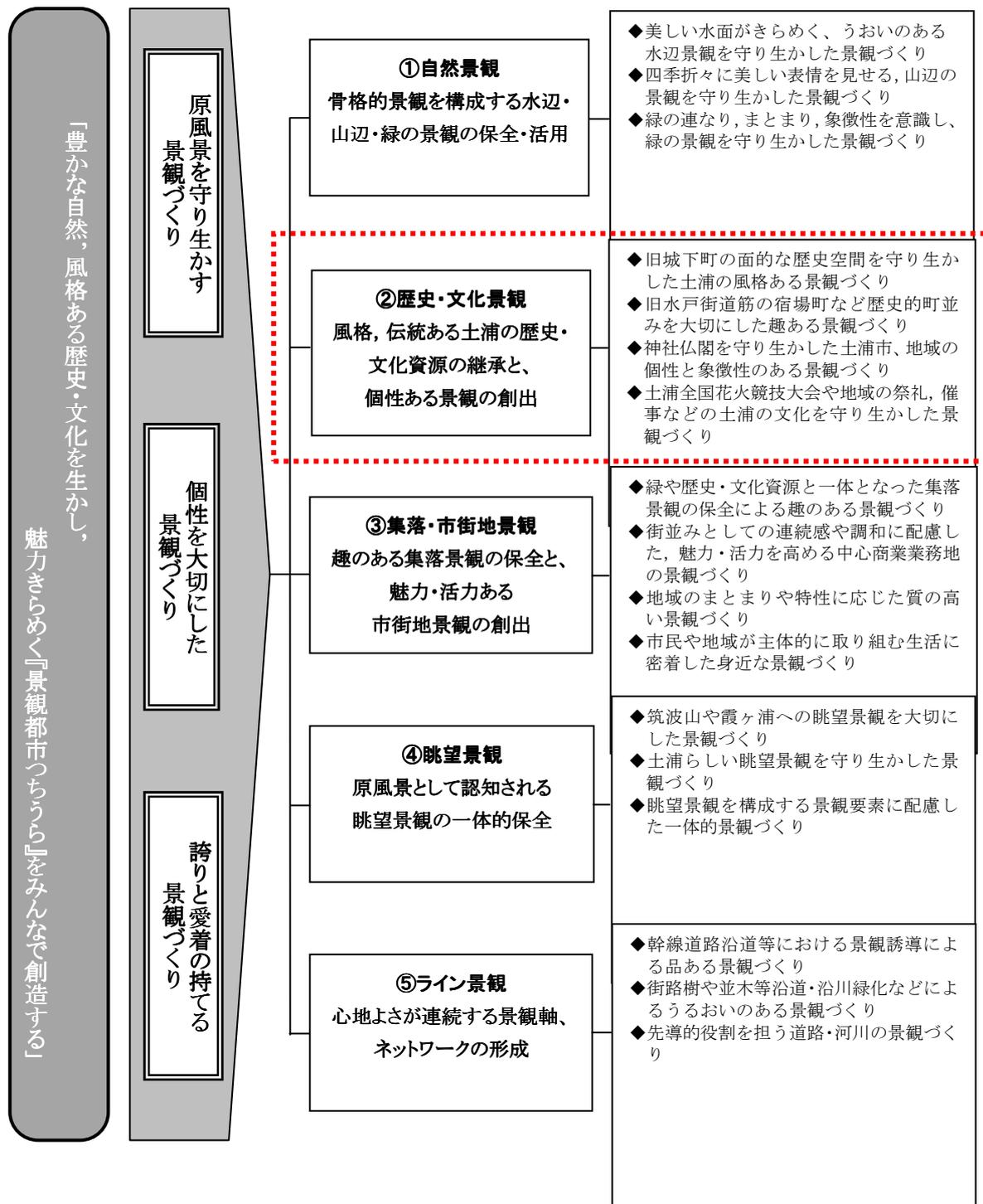
オ 土浦市景観条例

平成23年10月に土浦市景観条例が施行される予定です。敷地のある亀城公園付近は景観形成重点地区に指定されており、景観に配慮した施設計画が必要となります。

景観形成の大綱

《基本目標》 《理 念》

《良好な景観の形成に関する方針》



景観条例において土浦小学校周辺は、旧城下町とその周辺地区として位置づけられ、「土浦の歴史を継承する風格と個性ある景観形成」という方針がさだめられています。

＜歴史的町並み・空間の一体的保全・創出＞

- ・土浦城址や中城通りに代表される歴史・文化資源が集積する旧城下町とその周辺地区は、土浦らしい風格と伝統を感じさせる重要な地区であり、その一体的な景観保全・創出を図る。

＜中城通りの連続性のある

伝統的町並みの形成＞

- ・伝統的建造物が織りなす中城通りの街並みは、土浦らしい風格と個性が感じられる貴重な歴史・文化資源として捉え、沿道の建築物等や工作物等のきめ細かな景観誘導により伝統的町並みの連続性確保を図る。



＜景観形成基準（概要）＞

- ・高さは20m以下とする。
- ・原則勾配屋根とする。
- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・城下町の風格を感じさせる自然素材をできる限り採り入れる。
- ・敷地内の緑化にできる限り努める。

【景観形成重点地区】

② 樹木について

校舎の配置とともに、土浦小学校の樹木の移植について、検討する必要があります。



【土浦小学校樹木】



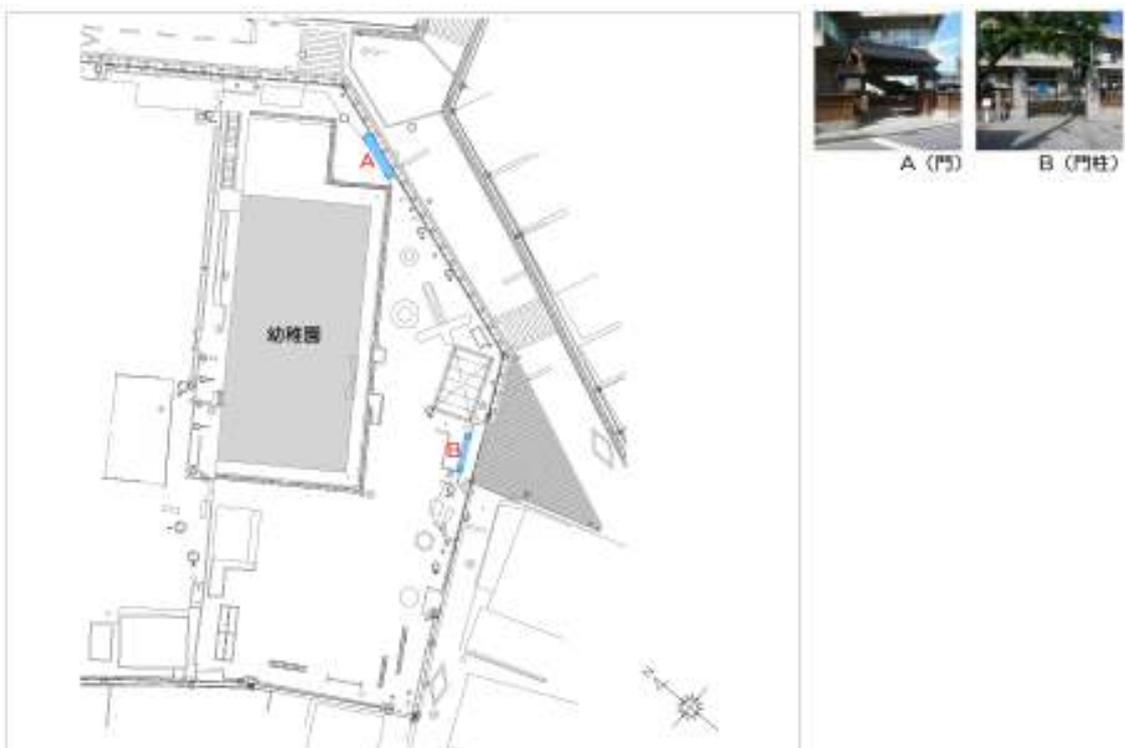
【土浦幼稚園樹木】

③ 記念碑等について

敷地内にある石碑や卒業記念等に関しても移設について、検討する必要があります。



【土浦小学校記念碑】



【土浦幼稚園記念碑】

### 3 学校視察会及びグランド芝生化に関する勉強会の実施

今後の協議・検討に向けて、イメージを共有し、施設計画の参考とするため、最近建設された県内の学校を2回に分けて視察会を行いました。また、グランド芝生化についても勉強会を行い知識を深めました。

#### (1) 第1回視察会

##### ① 水戸市立三の丸小学校（平成21年9月29日実施）

市街地に建つ小学校特有の狭い敷地であることから、グランドを確保し、必要各室を設けるために3階建ての計画となりました。外観は弘道館にも隣接していることから弘道館から見ても圧迫感がなく自然に慣れ染むように全体として計画されています。また、敷地内に建てられていた幼稚園は取り壊し、その敷地も小学校のグランドとして使用しています。



【水戸市教育委員会から概要説明】



【水戸市教育委員会から概要説明】



【学校外観】



【学校外観（屋上プール）】



【改築前学校全景】



【改築後学校全景】



【廊下】



【多目的スペースから見た普通教室】



【理科室】



【ランチルーム】



【白壁塀】



【冠木門（平成21年改修）】



【受水タンク】  
（和風の設えになっている）



【屋上プール】  
（塀およびベンチコーナーが  
和風の外観になっている）



【三の丸小学校の塀】  
（国土交通省の景観賞を受賞している）

② 水戸市立新荘小学校（平成21年9月29日）

記念樹であるムクロジがシンボルとなるように校舎中央に取り込んでいます。また、校舎と屋内運動場を一体化することにより、生徒、教職員の移動をスムーズに行うことができ、開放ゾーンを明確にした地域開放に備えた施設になるように計画されています。内部空間においては、大小3ヶ所の採光のために中庭を設け、自然の風にふれ、木の感触、質感等を五感で感じる感性豊かな心を培う教育環境が整備されています。敷地内に建てられていた幼稚園は廃園とし、建物は現在、公民館として利用されています。



【水戸市教育委員会から概要説明】



【水戸市教育委員会から概要説明】



【学校外観】



【学校外観】



【多目的スペースから見た普通教室】



【普通教室】



【ランチルーム】



【廊下】



【屋内運動場内部】



【屋内運動場内部】



【坪庭】



【坪庭上から】

③ 土浦市立真鍋小学校（平成21年9月29日実施）

県の天然記念物の桜のある学校なので、桜と共存した学校環境になっています。また、5階には多目的ホールが設置してあり、桜を見る会などで使用され、地域開放の拠点になっています。

エコ関連では、太陽光発電、雨水利用設備が設置されています。



【小場瀬委員長挨拶】



【小泉元学校長概要説明】



【廊下】



【オープンスペースから見た普通教室】



【大階段】



【太陽光発電・発電モニター】

■第1回先進地視察感想における土浦小学校改築事業に対する意見について（総括）

【総括表】

学校名	視察校について賛同意見	視察校について反対意見
水戸市立 三の丸小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>•外観や樹木が周辺景観と調和しておりすばらしい。</li> <li>•安全面の工夫で車の動線と児童の登下校の動線が分かれていた。</li> <li>•教室、階段、廊下の壁の仕上げ材に木材を使っており、非常に暖かみを感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•オープンスペースの教室で本当に子供たちが真剣に授業に集中できるのか疑問である。</li> </ul>
水戸市立 新荘小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>•オープンスペースの廊下部分の採光の取り方が工夫されていて非常に明るく感じて良かった。</li> <li>•職員室の出入り口がガラス張りで見通しが良く子供たちの動きが把握でき、また配置が防犯上非常に有効であった。</li> <li>•体育館ステージ背面壁が窓になっていてデザイン性に優れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•校庭の芝生は、おそらく高麗芝であり所々発育が悪く残念な状態であった。</li> </ul>
土浦市立 真鍋小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>•太陽光利用や雨水利用は、今後不可欠な設備になるのではないかと思う。</li> <li>•特別支援教室は、保健室の隣に配置され、廊下と教室の間にワンクッションになる部屋を通して入る。また教室には仕切りがあり、落ち着きが必要な児童にとっては落ち着ける空間になってとても良かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•最上階に集会室の配置は眺めの点では非常に良いが、使い勝手の点では1階にある方が良いのではないかと思う。</li> <li>•木をふんだんに使用しているが、内部が暗く感じた。</li> <li>•オープンスペースについて、L型の教室配置だと音の問題が出ると考えられる。</li> </ul>

(2) 第2回視察会

① 土浦市立右舂小学校（平成22年2月23日実施）

芝生化されたグラウンドとして、右舂小学校を見学しました。



【概要説明】



【芝生化されたグラウンド】

② つくば市立竹園西小学校（平成22年2月23日実施）

公園の隣に建つ小学校で、公園から続く並木道沿いにあるため、自然の中にあるイメージがあります。校内にも植木などの緑が多く、また周辺環境に合わせて全体的に高さを抑えた造りになっています。教室は、オープンスペース型を取り入れたスタイルです。



【教育委員会から概要説明】



【中庭】



【トッライトのある教室】



【中庭】

③ つくば市立谷田部中学校（平成22年2月23日実施）

鉄筋コンクリート造と木造を組み合わせた外観が目を引き建物となっています。学校のシンボルとなっている五角堂は、地元地域の県指定文化財の指定になっている飯塚伊賀七の設計による五角堂をイメージして造られました。内部は音楽室として利用されています。



【概要説明】



【木造の視聴覚室】



【コンピュータ室】



【1階がRC、2階が木造の校舎】



【地域の伝統を取り入れた五角堂の音楽室が入口正面に配置されている】



【音楽室のトップライトと照明】

■第2回先進地視察感想における土浦小学校改築事業に対する意見について（総括）

【総括表】

学校名	視察校について賛同意見	視察校について反対意見
右朧小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土浦小地区の地域との交流も考え芝生化の導入を考えたい。</li> <li>・維持管理には地域の人たちの継続的な全面支援が必須である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生化は導入すべきではない。環境教育対策として屋上緑化などを検討していきたい。</li> <li>・芝生化されたグラウンドは、冬芝用の種蒔き時期の出入りの禁止や制限があり土浦小の場合は無理である。</li> <li>・土浦小地区の特性において地域の人たちの継続的な支援は難しい。</li> <li>・花火大会やキラ祭りなどでグラウンドを駐車場として開放しているので特に雨の時の乗り入れなど課題である。</li> </ul>
竹園西小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観が近代的であった。</li> <li>・児童が屋外からも保健室へ入りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート打ち放しは避けたい。</li> <li>・教室の壁は全くのオープンにするのではなく可動式の仕切り壁があるのが望ましい。</li> <li>・校舎の構造は迷路のようなものではなく、わかりやすいものが望ましい。</li> </ul>
谷田部中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のシンボルをイメージしたものを取り入れたい。(五角堂の音楽室)</li> <li>・トイレの洗面流しや廊下の流しを真似したい。</li> <li>・人と車の動線を明確に分けた計画を取り入れたい。</li> <li>・外壁がガラス張りの階段を取り入れたい。</li> <li>・図書室とコンピュータ教室が共用可能な計画を検討したい。</li> <li>・灯油を使わない暖房システムを検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故郷教育の様な設備は必要ない。(五角堂の音楽室)</li> <li>・手洗所の木材使用は避けたい。</li> <li>・コンクリート打ち放しは冷たい印象があり、小学校の場合は木質の方が暖かみがあり、取り入れる検討をしたい。</li> </ul>

### (3) グランド芝生化に関する勉強会（平成23年1月18日実施）

筑波大学学生河村氏を招いて、グランド芝生化を実施している他市の活動や維持管理などについて説明していただき、知識を高めました。



【勉強会の様子】

#### グランド芝生化に関する課題と維持管理

##### 課題

- ・管理の手間（雑草の混入、伸びた芝による成長の妨げ），管理の費用  
→頻繁かつ入念な維持管理が必要
- ・利用頻度の減少，活動内容の制限  
→適切な校庭利用

#### 参考資料

##### 芝刈り 雑草抜き



##### 補修作業



##### 散水



##### 施肥



出典：東京都環境局HP「校庭の芝生化」

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/heat/kouteisibahu/faq.htm>

事務局より右粕小学校の芝生の管理について報告を受けました。



【地元団体による植え付け作業  
(6月下旬)】



【夏芝育成状況(7月下旬)】



【乗用芝刈り機】



【夏芝育成状況(8月下旬)】



【芝刈り状況】



【散水状況】



【冬芝種蒔(9月中旬)】



【冬芝育成状況(10月下旬)】

## 4 土浦小学校の改築計画に関するアンケート調査の実施

検討委員会において、土浦小学校の児童の保護者に対して土浦小学校改築に関する意見や考えを把握し、今後施設計画検討の基礎資料とすることを目的に実施しました。

### 〈調査概要〉

- 対象：土浦小学校児童の保護者
- 配布数：597人（PTA会員数）
- 回答数：536人（回答率89.8%）
- 調査方法：土浦小学校にて配布、回収
- 調査時期：平成21年11月

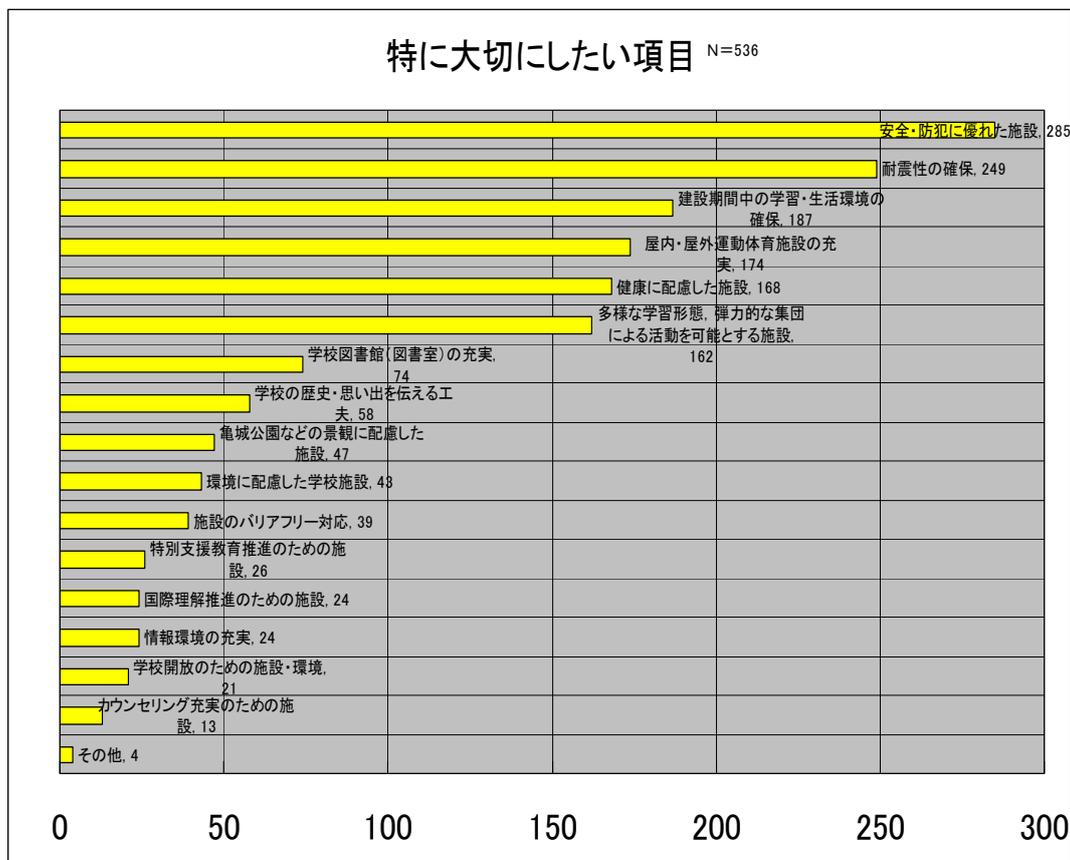
〈有効回答数（N）：536〉

### 〈アンケート質問項目〉

1. ご自身について
2. 土浦小学校を改築する際に、特に大切にしたい項目を次の中から3つ選んで、その項目に○をつけてください。
3. 前の質問で選択した項目について、具体的なご意見がありましたらご記入ください。
4. 現在及び将来の学校施設・環境に対するご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

上記の項目について、アンケートを行った結果、次のような集計結果となりました。

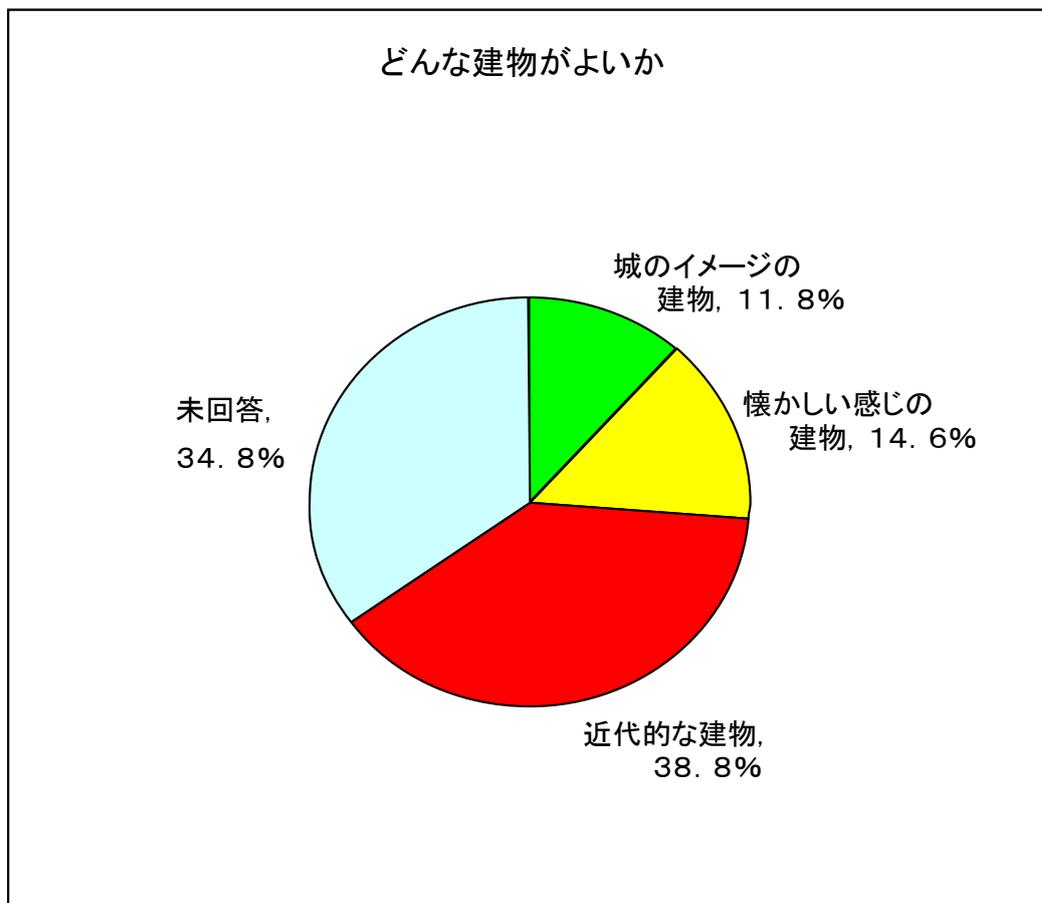
## 2. 改築する際に、特に大切にしたい項目について（複数回答）



多い順に並べると…

- ①安全・防犯に優れた施設 . . . . . 285人
- ②耐震性の確保 . . . . . 249人
- ③建設期間中の学習・生活環境の確保 . . . . . 187人
- ④屋内・屋外運動体育施設の充実 . . . . . 174人
- ⑤健康に配慮した施設 . . . . . 168人
- ⑥多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設 . . . 162人
- ⑦学校図書館（図書室）の充実 . . . . . 74人
- ⑧学校の歴史・思い出を伝える工夫 . . . . . 58人
- ⑨亀城公園など環境に配慮した施設 . . . . . 47人
- ⑩環境に配慮した学校施設 . . . . . 43人
- ⑪施設のバリアフリー対応 . . . . . 39人
- ⑫特別支援教育推進のための施設 . . . . . 26人
- ⑬国際理解推進のための施設 . . . . . 24人
- ⑭情報環境の充実 . . . . . 24人
- ⑮学校開放のための施設・環境 . . . . . 21人
- ⑯カウンセリング充実のための施設 . . . . . 13人
- ⑰その他 . . . . . 4人

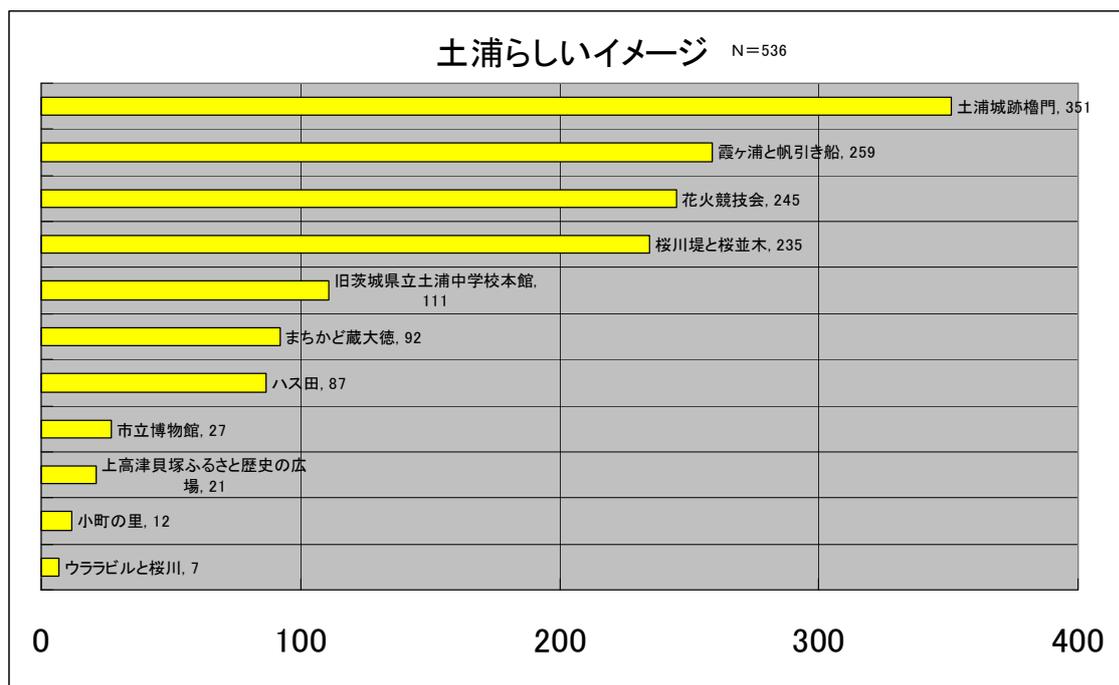
### 3. 校舎外観のイメージ



近代的な建物，懐かしい感じの建物，城のイメージの建物の順になっている。ただし，外観は城のイメージや懐かしい感じのイメージがよいが，内装は，近代的なものがよいという意見も多数あった。

- 城のイメージの建物 . . . . . 63人
- 懐かしい感じの建物 . . . . . 78人
- 近代的な建物 . . . . . 208人
- 未回答 . . . . . 187人

#### 4. 好ましい景観，土浦らしいイメージ（複数回答）



多い順に並べると・・・

- ①土浦城跡櫓門 ..... 351人
- ②霞ヶ浦と帆引き船 ..... 259人
- ③花火競技会 ..... 245人
- ④桜川堤と桜並木 ..... 235人
- ⑤旧茨城県立土浦中学校本館 ..... 111人
- ⑥まちかど蔵大徳 ..... 92人
- ⑦ハス田 ..... 87人
- ⑧市立博物館 ..... 27人
- ⑨上高津貝塚ふるさと歴史の広場・ ..... 21人
- ⑩小町の里 ..... 12人
- ⑪ウララビルと桜川 ..... 7人

## ■土浦市立土浦小学校改築計画に関するアンケートの考察

土浦小学校校舎の建て替えに際し、教育委員会が土浦小学校に通学する児童の保護者に向けて実施した「土浦市立土浦小学校改築計画に関するアンケート」を参考として、新設される土浦小学校への要望を考察した。

### 《単純集計》

#### ・質問項目2

最も多く要望があったものは「安全・防犯に優れた施設」「耐震性の確保」といった安全性であり、それぞれ半数近くの保護者に求められている。これらは近年注目されている関心の高い項目でもあり、学校としての基盤を支える項目が第一に考えられていることが分かる。

次に30～40%の保護者が「建設期間中の学習・生活環境の確保」「屋内・野外運動場の充実」「健康に配慮した施設」「多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設」などの機能面の充実を選択している。これら上位の項目は子どもたちの生活の場としての学校のインフラを整える要素であり、これらが最も関心の高いことが分かる。

また「学校の歴史・思い出を伝える工夫」「亀城公園などの景観に配慮した施設」などの学校としての個性に関係した項目が10%程度の値を示して続いている。これは土浦小学校の持つ歴史の長さ、周辺地域の資源の豊かさが反映された結果となっており、それらを活用することが時点に重要な要素として考えられていることが分かる。

以降にはより専門的な施設の整備を求める意見が続いている。

#### ・質問項目3

明るく開放的なイメージのある近代的な校舎を求める回答が4割と最も多く見られたが、無回答も多く見られることから校舎の完成イメージについてはそこまで具体的な意見が固まっていないか、或いは一概に決定できない様々な意見があると考えられる。詳細はKJ法にて整理した自由記述の意見を通して説明する。

#### ・質問項目4

改築にあたって取り入れたい土浦のイメージとしては、「亀城公園」が70%とかなり高い支持を受けていることが分かる。これはここが土浦小学校に隣接している公園であり、土浦の歴史的背景との繋がりがとても強いという点が起因していると思われる。よって、周囲の景観との調和、連続性を意識する上でも、亀城公園の要素は重要なものとなってくると考えられる。

以下には、「霞ヶ浦と帆引き船」「花火」「桜川」といった土浦市の名物としてのイメージが強いものや地形的な特徴が選ばれている。

## 《KJ法による自由記述の意見整理》

### ・質問項目3

意見は、校舎のイメージへの直接的な意見と、教育環境への要望の二つに大別でき、前者は校舎と周辺との関係性を指摘する意見が多く、後者は校舎内の機能充実に対する内容であった。

意見としては、校舎内の採光をはじめとした快適性や防犯など教育の場としての機能面の充実を求めるものを非常に多く見ることができる。またこれらの実現性の高いイメージとして、「近代的な校舎」が高い支持を得たのではないかと考えられる。

一方、周辺地域との関係性、調和の重要性を訴える意見も多く、隣接する亀城公園との関係を考慮し「城のイメージ」の導入を求めるものが多数あった。また、各イメージの長所を合わせるといった意見も見られた。

しかし、こういった外観のイメージに対しては、コストの面等から機能充実の優先を訴え、その必要性を問う意見も多く確認でき、機能充実と外観へのこだわりには対立の関係があると考えられる。

総じて、大別した二つの意見は教育環境の方が外観イメージより関心が高いと考えられる。また、機能面の充実が外観イメージにも大きく関係しており、その決定要因のひとつになっていると関連づけることができる。保護者にとっては明るく使いやすいといった教育環境の機能の充実が第一であり、それを実現できるように決定された設計の上で、校舎の外観に関してはより慎重に周囲の地域性に調和するよう考えていく必要があると思われる。

### ・質問項目5

特に建設中の環境に対する意見が多く、円滑な建て替えが行える設計の必要性と工事期間中の十分な配慮が強く求められていることが分かる。

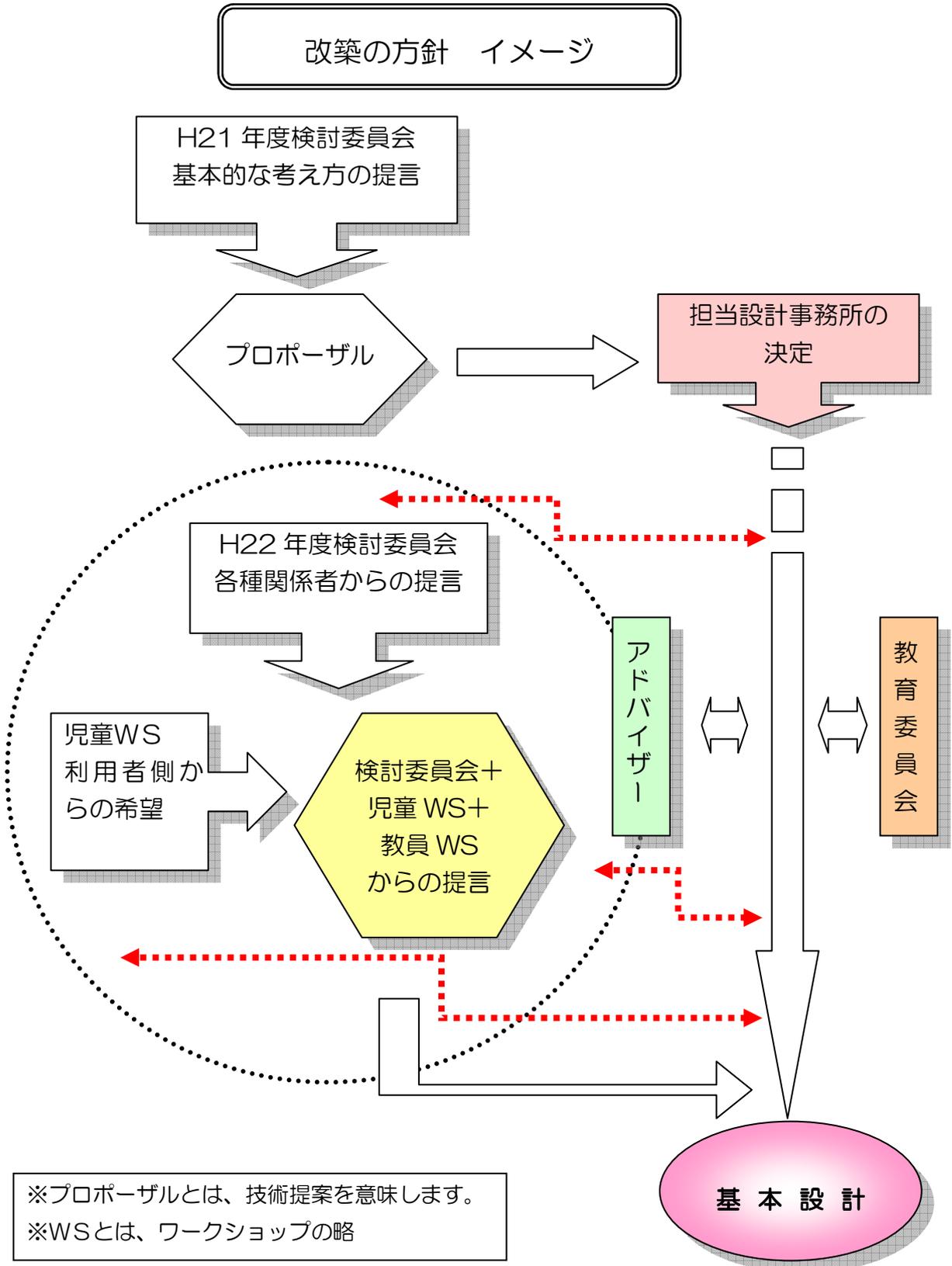
またここにおいても採光性や防犯面に対する要望と、外観のデザインへのこだわりへの賛否の意見が多く、校舎の機能充実と土浦らしさの対立的な関係を見ることができる。これは3の自由記述で分かったことと同様のこと言える。

機能充実の内容としては、現行の設備の更新だけでなく、特に校庭の芝生化など自然環境に関する充実を求める意見も幾つか出されており、新しく環境教育の場などが求められていることが分かる。

---

※KJ法：先入観・偏見を排して、データを集め、データをまとめ、新たな視点からの発見や問題解決策を導き出す発想法。

## 5 土浦小学校改築計画に関する基本方針



(1) 検討委員会の活動状況

平成 21 年度検討委員会において、下記のような活動を行い、土浦小学校の改築計画に関する基本方針をまとめました。

■第 1 回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

- ・開催日時：平成 21 年 8 月 24 日（月）
- ・出席者：委員 15 人、事務局 9 人、傍聴者 3 人
- ・議題：（1）委嘱状の交付・委員長選出  
（2）土浦小学校の変遷と現状について  
（3）策定スケジュール（2 か年）について
- ・議事結果：（1）委員長に小場瀬委員、副委員長に中台委員が選出されました。  
（2）現在の土浦小学校の概要・立地条件・配置などについて説明。  
資料や写真を使い、開校から昭和 40 年頃の様子を説明。  
（3）2 か年に渡り、改築検討委員会を行います。  
今年度のスケジュールについて、改築検討委員会を 3 回、視察を 2 回実施予定。来年度は改築検討委員会を 3 回、ワークショップを実施する予定です。

■第 2 回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

- ・開催日時：平成 21 年 11 月 4 日（水）
- ・出席者：委員 12 人、事務局 5 人、傍聴者 1 人
- ・議題：（1）第 1 回改築検討委員会の確認  
（2）第 1 回先進地視察会について報告  
（3）第 1 回先進地視察会について意見交換  
（4）アンケート（案）について
- ・議事結果：（1）議事録の確認を行いました。  
（2）（3）視察（水戸市立三の丸小学校、水戸市立新荘小学校、土浦市立真鍋小学校）の結果について報告し、次の項目に関して意見を交わしました。
  - ・外観について
  - ・内装に木材利用について
  - ・オープンスペースについて
  - ・校庭の芝生化について
- （4）アンケート内容（案）について了承されました。また、11 月中に土浦小学校保護者へアンケートの実施を行うことになりました。

■第3回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

- ・開催日時：平成22年1月12日（火）
- ・出席者：委員14人、事務局6人、傍聴者2人
- ・議題：（1）アンケート調査結果報告についてなど
- ・議事結果：（1）アンケートの集計結果について報告を行いました。  
（2）集計結果を踏まえて、主に次の項目に関して意見を交わしました。
  - ・施設機能の充実について
  - ・防犯・安全面に関することについて
  - ・児童に対する、建設中の環境について
  - ・外観と周辺景観について

■第4回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

- ・開催日時：平成22年4月16日（金）
- ・出席者：委員12人、事務局5人、傍聴者2人
- ・議題：（1）改築の基本的な考え方に対する意見集約についてなど
- ・議事結果：（1）学校施設の基本的な考え方や学校施設にかかわる具体的な考え方などについて協議しました。



【第1回検討委員会】



【第2回検討委員会】



【小場瀬研究室学生の卒業設計の発表】



【模型を基に委員で議論】

## (2) 土浦小学校改築計画に関する基本方針

平成 21 年度の活動をもとに、中間まとめとして改築計画に関する基本方針をまとめました。

### 【学校施設の基本的な考え方】

1. 耐震的、地域防災、バリアフリー、地域への開放、安心安全な学校
2. 環境に配慮した施設づくり
3. 近代性と多様な学習形態、集団による活動を弾力的に可能にする施設
4. 使いやすく設備の充実した校舎
5. 亀城公園などの景観に配慮し、土浦らしい地域のシンボルになる学校
6. 長寿命を十分配慮し、屋根・ひさし・外壁など耐久性の確保

### ① 学校施設にかかわる具体的な意見

#### ■校舎の配置や外構、外観について

- ・現在の細長いグラウンドに対してバランスの良い形のグラウンドにされたい。
- ・亀城公園との結びを考えた校舎の配置を考えたい。
- ・グラウンドは地域住民の協力を前提条件に芝生を導入することを検討されたい。
- ・芝生の導入について、グラウンドの立地条件、地域住民の協力というより全面支援を含めて検討されたい。
- ・外観としては亀城公園の櫓門、霞ヶ浦と帆曳き船、花火、河川敷の桜並木、旧茨城県立土浦中学校本館、まちかど蔵などを参照されたい。
- ・懐かしさを大切にしたい温かい感じの建物でありたい。
- ・歴史性を感じさせる建物でありたい。
- ・外観や内部の仕上げ、設備の充実などバランスを考えて計画されたい。
- ・植栽物は、教職員が作業をしなくてすむ程度のボリュームを考慮されたい。
- ・特に道路側の緑化については現況を保存されたい。
- ・外構（塀）については（土浦第一中学校）郁文館正門の塀も参照されたい。
- ・屋根、ひさし等の色は淡いグリーン系とし、お城とのつり合いを考慮されたい。
- ・歩道の再整備も敷地外ではあるが検討されたい。
- ・駐車場を十分に確保することを検討されたい。

#### ■教室・屋内運動場について

- 明るく快適に機能的な教室とされたい。
- バリアフリーを十分配慮した教室とされたい。
- 現況の校舎はあまりにも細長く、端から端まで移動が大変。移動距離の少ない教室の配置とされたい。
- 職員室は学校全体を見渡せる位置に配置されたい。
- 風通しのよい校舎とされたい。
- 特別支援教室に関して充実されたい。
  - ①各教室[知的・情緒・言語]を同じフロアに設置する
  - ②プレイルーム及び休憩室の設置
  - ③シャワー室・トイレの設置
- 仕切り壁のある教室も検討されたい。
- オープンスペース型での授業は勉強に集中できるか否か心配。低学年と高学年でその利用を分けてはどうか。広いワーキングスペースは利用価値が高く是非取り入れたい。オープンスペース型を導入するならば十分な検討を行うこと。
- 屋内運動場は遮熱や断熱性能が高い建材を検討されたい。

#### ■安心安全な校舎

- 必要に応じて防犯カメラの設置を検討されたい。
- 地域からの見守りのある外構、雰囲気を考慮されたい。
- ガラスの破損落下時の安全性を考慮してガラスだらけの建物にしない様に計画されたい。
- 来客玄関・昇降口は、職員室から見えるような配置にされたい。
- 職員室からグラウンドや部外者の出入り等安全を確認できるような配置にされたい。
- 開放的であって尚かつ不審者の立入りを許さない校舎作りを考慮されたい。

#### ■環境設備について

- 太陽光、風力、雨水などを積極的に取り入れた計画にされたい。
- 風通しを良くすることを基本とするが、必要に応じて冷房施設の導入を検討されたい。
- 暖房施設は省エネで場所を取らず、手間暇のかからない合理的な方法を選択されたい。
- 敷地内の雨水は敷地内処理を検討されたい。
- ビオトープは管理不十分で、その役割を果たしていないので撤去すべき。自然観察等は他の方法で自然の姿を指導できる。狭い敷地なので、有効利用を第一に考えたい。

■校舎の雰囲気

- ・落ち着いた雰囲気の校舎とされたい。
- ・木のぬくもりのある校舎とされたい。
- ・温かみのある校舎とされたい。
- ・コンクリート打放しは、避けたい。
- ・廊下、腰板等は木質系とし、天井はなるべく高くされたい。

■建替え工事期間中について

- ・極力仮校舎を使わない建替えを計画されたい。
- ・工事中にも教育環境の低下のないように十分配慮されたい。

② 計画の仕方と地域開放

■利用者参画の計画

- ・教職員やPTA 関係者、児童、卒業生の意見を十分に取り入れるためにワークショップなどを実施しながら計画を練っていくこと実施されたい。
- ・学校関係者だけでなく必要に応じて地域住民に計画情報を伝達し、計画に対して意見を聴取されたい。
- ・施設の各個所で児童のデザインできる部分については、極力その作業を取り入れたい。

■地域開放

- ・地域開放に対応しやすい校舎の管理方法を考慮されたい。
- ・余裕教室ができた場合に柔軟に利用できるように配慮されたい。

■その他

- ・許された予算の中で、創意・工夫・意見を最大限に活用出来ることを期待している。

### (3) 設計者の選定

土浦小学校改築計画に関する基本方針をもとに、プロポーザル形式で設計者の選定を行いました。プロポーザル参加事務所は県内に営業所のある15社。審査員は筑波大学小場瀬教授が委員長を担当し、土浦小学校校長先生も委員に入り、全員で5名の外部委員によって構成されました。第2回審査委員会の書類審査で9社に絞りこまれ、第3回審査委員会では、各社30分でプレゼンテーション、質疑応答等を行いました。

その結果、最優者に横須賀満夫建築設計事務所、優秀者に三上建築設計事務所が採択されました。

#### 土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築事業に係る基本設計業務 プロポーザル審査結果について

「土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築事業に係る基本設計業務プロポーザル審査委員会」は、学識経験者、PTAの代表者、小学校の代表者計5名で構成され、各委員の専門性を生かし、厳正かつ公平に慎重に審査を行いました。

プロポーザル審査委員会は、これまでに3回にわたる審査委員会を開催し審議を重ね、第1回審査委員会は平成22年5月25日に開催し、参加資格確認及び選定(一次審査)・特定(二次審査)基準等について審議を行い、平成22年6月23日の第2回審査委員会では、参加表明書を提出した15社について、事務所の実力、担当チームの能力等を総合的に評価し、プロポーザル提出要請者9社を選定しました。平成22年7月26日の第3回審査委員会では、プロポーザル提出者に対しヒアリングを実施するとともに、業務の実施方針及び具体的提案に対する各社のプロポーザルを多様な観点から審査し、各社の力量を判定し、最優秀者として横須賀満夫建築設計事務所を、優秀者として三上建築事務所を選定しました。

いずれの提案も各社の持てる技術力を十分に発揮したレベルの高い案でした。その中でも特に最優秀者、優秀者の案は、学校施設について深く理解している提案だと判定されました。さらに、周辺の様々な環境に配慮した提案でもあり、設計事務所としての力量を感じさせる案でした。

最優秀者の提案は、配置計画等の全体的にバランスの良い建築計画が高く評価されました。また、優秀者の提案は、基本的なコンセプトが明確であり、外観も高く評価されましたが、ややコンセプト先行型ということで一歩及びませんでした。

ここに、本件プロポーザルに参加され、貴重な時間を費やし真摯な努力をされた関係各者に心から感謝を申し上げます。また今後は、本改築事業が、「心の豊かさたくましさを育む教育の推進」と「子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」のひとつとなることを祈念いたします。

## 6 土浦小学校改築計画に関する児童及び教員へのワークショップ

土浦小学校の改築に関して、児童向けのワークショップを2回、教員向けのワークショップを3回行いました。児童向けワークショップでは、土浦市の宝探しや新しく取り入れたいものなどをテーマに発表を行い、教員向けワークショップでは、配置図、平面図等をもとに意見交換を行いました。

### 【児童向けワークショップスケジュール】

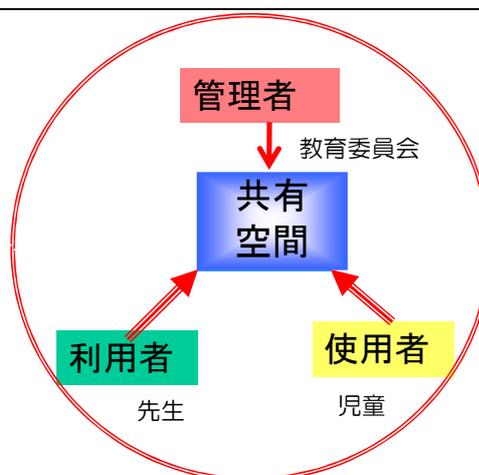
回数	開催日	内容
第1回WS	平成22年10月19日	土浦市の宝物さがし
第2回WS	平成22年11月24日	「保存したいもの」 「新しく取り入れたいもの」 「充実したいもの」

### 【教員向けワークショップスケジュール】

回数	開催日	内容
WS説明会	平成22年9月29日	事前説明会
第1回WS	平成22年10月18日	プランについてのアンケートを基に 意見を交換
第2回WS	平成22年12月6日	オープンスペース、吹抜けについて
第3回WS	平成23年1月14日	教室廻り、自然力について

#### ■ワークショップの目的

- 管理者の意見だけでなく、利用者、運営者の意見を反映させる。
- より良い計画を立案する。
- 竣工後の建物をより有効に大切に利用してもらおう。
- 建物を適切に管理して使ってもらい長く愛されるような伝統を確立させる。



※ワークショップ（WS）：自由に意見を出し合い、互いの考え方を尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていくこと。

(1) 児童向けワークショップの概要

① 第1回ワークショップ(児童)について

- ・日 時 平成22年10月19日(火)13時55分から15時30分
- ・参加者 土浦小学校6学年児童 137名、担任 4名、筑波大学 6名  
横須賀設計事務所 3名、学務課 3名、住宅営繕課 1名  
合計154名

- ・場 所 土浦小学校3階6学年各教室

- ・作業概要 各クラスで作業を進めました。

「土浦市の宝物さがし」というテーマで、各クラスさらに4班に分かれ、宝物探しのため、学校敷地内を探索し、その後模造紙にまとめ・班ごとに発表を行いました。



【ワークショップについて説明】



【学校の宝探し】



【KJ法で考えをまとめる】



【結果を発表】

・意見集計のまとめ（概要）

■土浦小学校の宝として児童が注目しているものベスト10

- ① 榎：なんといっても土浦小学校の児童の注目度ナンバーワン
- ② ビオトープ：自然と触れ合える場所である。
- ③ たまき：この校章は土浦小学校のシンボル
- ④ 卒業生の碑：石やその他色々な記念碑、鳥の銅像
- ⑤ 玄関前の樹木：風景として大変よい 樹木の形状も人気のようです
- ⑥ 学校年表：土浦小学校の歴史を感じるもの、校訓
- ⑦ 卒業記念品：例えば時計、ステンドグラスなど歴史を感じる
- ⑧ 各教室にかかっているプレート：手作りの感じが高得点
- ⑨ トロフィー：いろいろたくさんある
- ⑩ 音楽室、理科室、工作室、家庭科室などの教室：楽しかった授業の思い出

これらの多くは①校庭の樹木、②学校の伝統、歴史を感じさせるもの、  
③卒業生の記念物、④特別教室の雰囲気、⑤手作りのもの と整理できる。

■新しい学校に取り入れてほしい要素

- ・芝生の校庭
- ・屋上
- ・緑のカーテン
- ・ランチルーム
- ・図書館に畳の部屋

■新しい学校に設置して欲しい設備

- ・エアコン
- ・美味しい水のでる水飲み場
- ・洋式のトイレ

■拡充して欲しい空間や設備

- ・図書室
- ・放送室
- ・ノートパソコン
- ・プールをより広く、室内プール

■街との関連

- ・取り入れてほしい要素としては、亀城公園、中城通りの店蔵
- ・土浦らしさとしては、花火、蓮の畑
- ・丸善の駄菓子屋

② 第2回ワークショップ(児童)について

- ・日 時 平成22年11月24日(水)13時55分から15時30分
- ・参加者 土浦小学校6学年児童 137名、担任 4名、筑波大学 7名  
横須賀設計事務所 3名、学務課 4名、住宅営繕課 1名  
合計156名

- ・場 所 土浦小学校3階6学年各教室
- ・作業概要 各クラスで作業を進めました。

第1回ワークショップの意見をまとめたものを活用しながら、『保存したいもの』『新しく取り入れたいもの』『充実したいもの』について議論をしました。その後、模造紙にまとめ、発表を行いました。

- ・意見集計のまとめ(概要)

■『保存したいもの』

- ・え の き：長い年月そこあり、土浦小のシンボルである。
- ・ピオトープ：自然と触れ合える場所である。
- ・た ま き：土浦小のシンボルである。

■『新しく取り入れたいもの』

- ・芝生の校庭：現在の校庭は、擦り傷をしやすく、芝生になったら転んでも痛くなさそうである
- ・エ ア コ ン：〈設置賛成〉暑い日の授業もエアコンがあれば集中できる。  
〈設置反対〉暑い日は、室内外の気温差で体調を崩す恐れがある。  
冷暖房中の室内ばかりにいて、外に出ないようにになってしまう。
- ・屋 上：屋上を遊び場として作って欲しい。理由は、校庭と屋上の両方で遊べると低学年と高学年が分かれて遊べ、衝突やボールがぶつかるなどの事故が減るから。

■『充実したいもの』

- ・プ ー ル：プールサイドの床が熱過ぎる、プールの水が冷た過ぎるなどを改善して欲しい。
- ・図 書 室：雨の日、校庭に出られない時は図書室へ行くが、狭くて混雑しているため広くして欲しい。



【前回WSを基に是非残したいもの、新たに取り入れたいもの、充実したいものについて議論する】

## (2) 教員向けワークショップの概要

### ① 教員向けワークショップ事前説明会について

- ・日 時 平成22年9月29日(水) 16時15分から17時30分
- ・参加者 土浦小学校教員 42名、小場瀬先生、横須賀設計事務所 3名、  
学務課 3名、住宅営繕課 1名 合計50名
- ・場 所 土浦小学校1階会議室
- ・作業概要 計画プラン案の図面を配布、説明、質疑応答  
土浦小学校教員が、図面に直接フリーコメントを書き込み、後日  
図面の回収を行い、筑波大学にてアンケートを集計しました。

### ② 第1回ワークショップ(教員)について

- ・日 時 平成22年10月18日(月)15時30分から17時
- ・参加者 土浦小学校教員 14名、小場瀬先生、横須賀設計事務所 3名  
学務課 3名、住宅営繕課 1名 合計22名
- ・場 所 土浦小学校1階会議室
- ・作業概要 回収をしたアンケートの集計結果をもとに、意見交換を行いました。



【集計結果の説明】



【追加意見のまとめ】



【吹き抜けイメージ】



【オープンスペースのイメージ】

・意見集計のまとめ（概要）

■オープンスペースに関して

- ・オープンスペースの教室よりも密閉した方が授業に集中できる
- ・多目的スペースは有効活用ができるため必要である
- ・教室と多目的スペースには仕切りを設け、水道も設置する

■吹き抜けに関して

- ・安全面を確保してほしい
- ・吹き抜けは設けず、代わりにそこは活動スペースとする
- ・コミュニティホールは確保すべき
- ・各階に声が響くため指導が困難になる
- ・冷暖房効率が悪い

■児童クラブに関して

- ・児童クラブは独立・別棟に設置する
- ・管理を明確にした方が良い

■管理部門に関して

- ・職員室と保健室は隣接させる形とし配置場所を再検討する
- ・印刷室は職員室と隣接させる
- ・保健室へのシャワールームを設置する
- ・子どもたちの活動を考えた放送室の拡大が必要である
- ・資料室・収納スペースをやや多めに配置する
- ・職員室と隣接した会議室が必要である
- ・職員室と校長室は内部に出入口を設置する
- ・職員室入口付近への学年・クラブ・委員会・PTA等の区分箱の設置する
- ・PTA室は1階にすべきである

■昇降口に関して

- ・もっと入口を広くするかそれを2カ所とする
- ・各学年単位で入れるような作りとする
- ・規模に対して狭過ぎるため、もっと広くすべき

■支援室に関して

- ・スペース全体が狭過ぎる
- ・相談室は小さくても良いので各階へ設置する

■プールに関して

- ・プールへは外へ出ずに行ける設計とする
- ・プールへの通路を作る

■屋上に関して

- ・屋上は活動の場として必要である
- ・校庭の悪環境時の運動スペースの1つとできる

■校庭に関して

- ・幼稚園スペースのポケットパーク利用
- ・倉庫(収納スペース)が必要である

■体育館に関して

- ・校庭への出入口を確保する
- ・社会体育を考慮し、入口は内外部どちらにも設置する
- ・ギャラリーを設置する
- ・壁と窓の割合を考えて設計すべき

■設備に関して

- ・トイレは床を水で流せるものとする
- ・洋式トイレの数を多くする
- ・着替えスペースのあるトイレが必要である
- ・教室の児童用ロッカーは従来のものより大きめとする
- ・水道を多く設置する

■駐車場について

- ・大型バスが入るスペースは必要ない
- ・可能な限り数は多く確保すべきである

■その他

- ・セキュリティの強化のため外構に塀を設ける
- ・木材をふんだんに使った校舎にする
- ・外観は歴史と伝統を考慮したデザインとする
- ・車と人の動線を明確にする
- ・学年室を設置する
- ・屋上か体育館（2階建てとした時）の1階を異学年の交流場所として必要である

③ 第2回ワークショップ(教員)について

- ・日 時 平成22年12月6日(月)15時30分から17時
- ・参加者 土浦小学校教員 13名、小場瀬先生、横須賀設計事務所 2名  
学務課 2名、住宅営繕課 1名 合計19名
- ・場 所 土浦小学校1階会議室
- ・作業概要 主に、オープンスペースの形態及び吹き抜けについて、意見交換を行いました。

・意見集計のまとめ(概要)

■教室廻りの考え方に関して

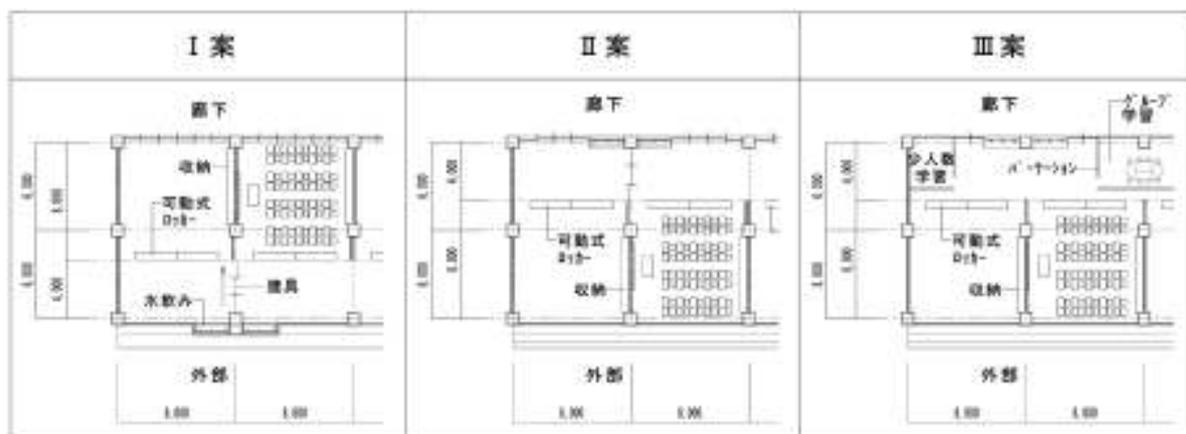
- ・教室は、仕切りを閉じた状態での使用を基本し、状況に応じてオープンスペース間の仕切りを開放して使っていきたい。
- ・児童のランドセル・絵具道具・習字道具・掃除用の白衣袋掛などの収納スペースが必要である。
- ・水飲み場を教室内に設ける場合は、床に水はねを避けるようにまた蛇口は出来るだけ多く必要である。
- ・普通教室にもエアコンを設置して欲しい。

■吹き抜けに関して

- ・ともかく事故の無いように対応をお願いしたい。
- ・換気窓は、故障が無いような窓にして欲しい。
- ・窓掃除、点検が素人でもできるように考慮して欲しい。

■その他

- ・印刷室は、防音対策をして欲しい。
- ・2階の放送室は、運動会の時の操作方法も考慮して欲しい。



【オープンスペースの検討】

④ 第3回ワークショップ(教員)について

- ・日 時 平成23年1月14日(金)16時20分から17時40分
- ・参加者 土浦小学校教員 10名、小場瀬先生、横須賀設計事務所 4名  
(千葉大 柳澤先生含む)  
学務課 3名、住宅営繕課 1名 合計19名
- ・場 所 土浦小学校1階会議室
- ・作業概要 主に、第2回ワークショップからの修正案を基に教室廻りの考え方等について意見交換を行いました。  
最後に小場瀬先生より「自然を使った冷房への試み」についての取り組みや実験などのお話を聞きました。

・意見集計のまとめ(概要)

■教室廻りの考え方に関して

- ・ロッカーは、オープンスペース側に移動式を設ける方が良い。
- ・ロッカーの奥行きはピアノカ等が納まるように大きさが欲しい。
- ・普通教室にもエアコン設置を検討して欲しい。

■特別支援の教室の考え方に関して

- ・ことばの教室と資料室を入れ替えたプランの方が良い。
- ・プレイルームにある畳は必要ない。
- ・交流テラス側は、腰壁のある窓を設置することが望ましい。
- ・保健室前の相談室と特別支援スペースの相談室は、どちらかに集約することができる。

■その他

- ・トイレは階ごとに集約するのではなく、学年ごとに設置することが望ましい。
- ・職員のための食事等が取れる休憩室、給湯室を設けて欲しい。
- ・PTA室は、使用頻度が高いため、2階に設けることが望ましい。
- ・国語・算数・社会等は、資料が多いため、各階に資料室が欲しい。
- ・文書、季節のもの、消耗品などが入る資料室がもう少し多く欲しい。
- ・体育館屋上で運動ができるようにして欲しい。
- ・体育館屋上の観察園は不要である。

## 7 土浦小学校改築計画に関する検討作業内容

平成 22 年度に行われたプロポーザルによる設計者決定後、設計事務所を交えて 2 回の検討委員会及び地域の方々と芝生化の協議を行い、改築計画に関する整備方針（提言）をまとめる作業を行いました。

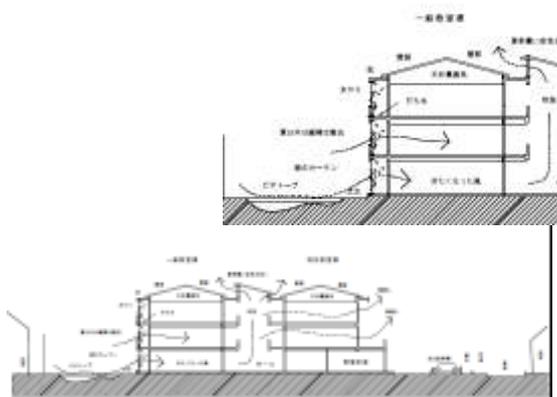
### （1）検討委員会等の活動状況

#### ■第 5 回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

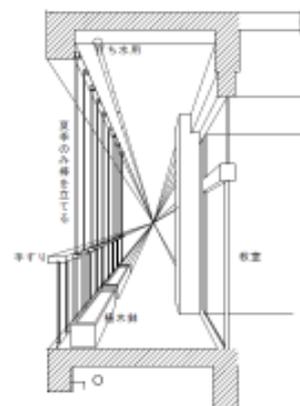
- ・開催日時：平成 22 年 11 月 8 日（月）
- ・出席者：委員 13 人、事務局 10 人、傍聴者 0 人
- ・議題：（1）校舎及び屋内運動場の配置・平面計画について  
（2）既存樹木及び記念碑の取扱いについて
- ・議事結果：（1）校舎及び屋内運動場の配置計画や平面計画について協議しました。  
（2）既存樹木及び記念碑などの取扱いや留意事項について協議しました。

#### ■第 6 回土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会

- ・開催日時：平成 23 年 1 月 18 日（火）
- ・出席者：委員 13 人、事務局 11 人、傍聴者 1 人
- ・議題：（1）校舎及び屋内運動場の平面詳細計画について  
（2）校舎の外観について  
（3）校庭の芝生化について
- ・議事結果：（1）教室廻りや特別教室・管理室等の計画について協議しました。  
（2）校舎外観の形状や色彩等について協議しました。  
（3）校庭芝生化における維持管理体制について協議しました。



【自然力活用イメージ】



【グリーンカーテンイメージ】

■土浦小学校校庭芝生化協議

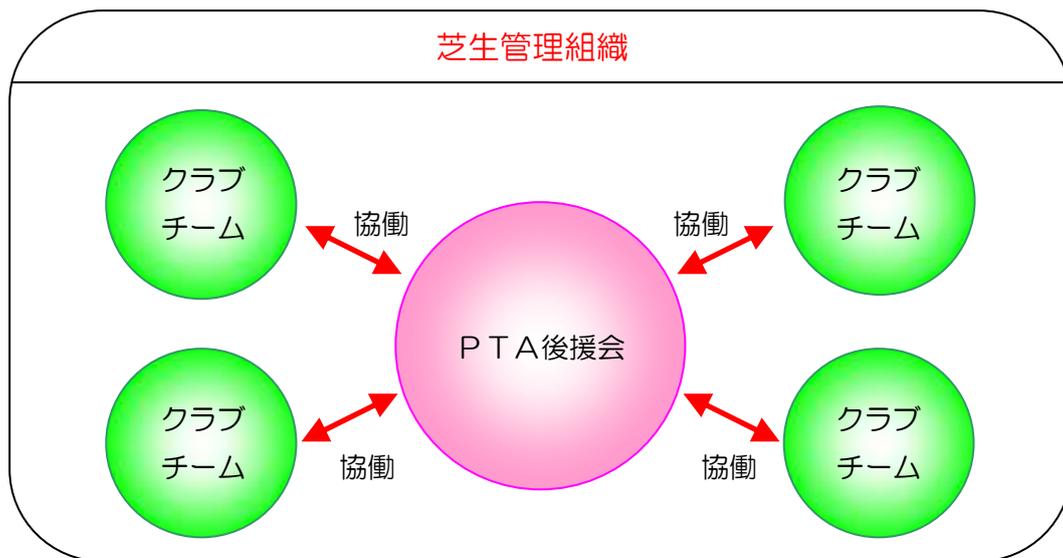
- ・開催日時：平成23年2月22日（火）
- ・出席者：土浦小学校PTA6人、スポーツクラブ代表3人、土浦小学校1人  
事務局3人
- ・意見集計のまとめ（概要）

□芝生化について

- ・校庭を芝生にするメリットは非常にある。
- ・教育委員会の支援により、地域が維持管理を行う方法での校庭の芝生化に賛同する。

□芝生管理の組織作りについて

- ・管理の中核が、10年20年続く組織作りを目指す。
- ・PTA後援会が組織のリーダーになり、各クラブチームと協働して、維持管理に努める。



□芝生管理等について

- ・芝刈り、散水、冬芝の種まき等の管理について

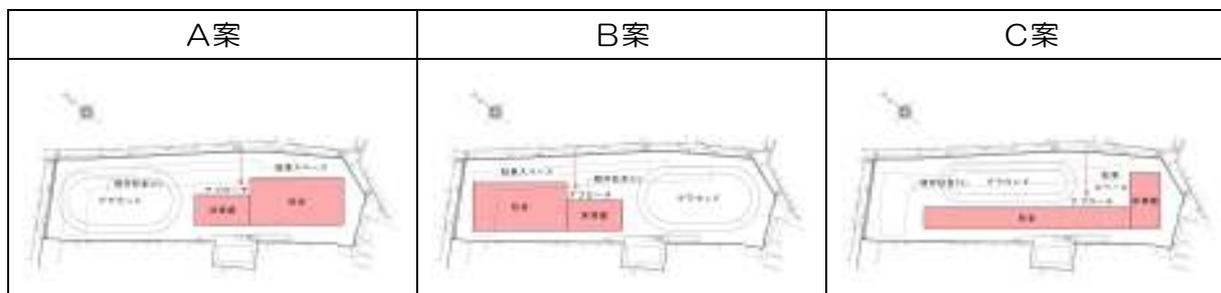
(2) 検討作業内容

普通教室の数については、児童数の推移をもとに設定を行い、管理・特別教室に関しては、既存の教室数をもとに設定をしました。

【想定室の主な構成】

室名	室数	室名	室数	室名	室数
普通教室	26	図書室	1	印刷室	1
特別支援教室	4	相談室	2	放送室	1
理科室	2	多目的室	1	更衣室	1
音楽室	2	校長室	1	配膳室	3
コンピュータ室	1	職員室	1	屋内運動場	1
図工室	1	会議室	1		
家庭科室	2	PTA室	1		

- ① 想定配置として3案を作成し検討を行いました。  
 主な諸室の構成をもとに校舎ボリュームを算出し、配置検討を行いました。



【 検討内容 】

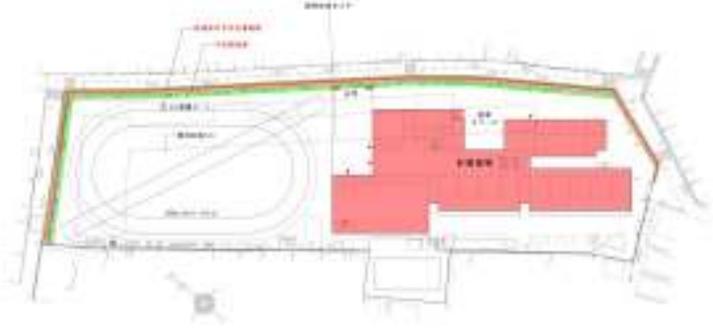
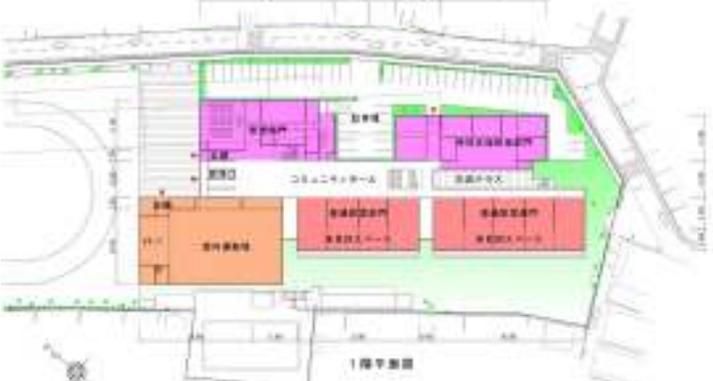
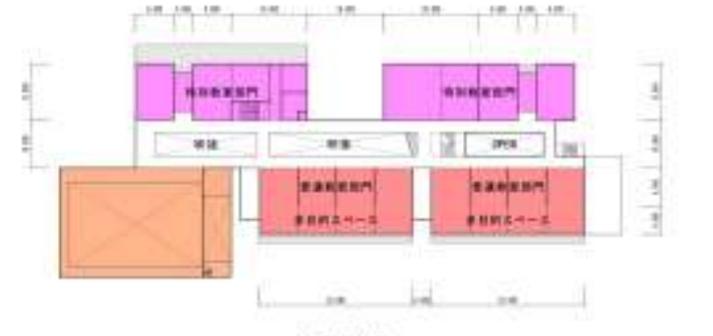
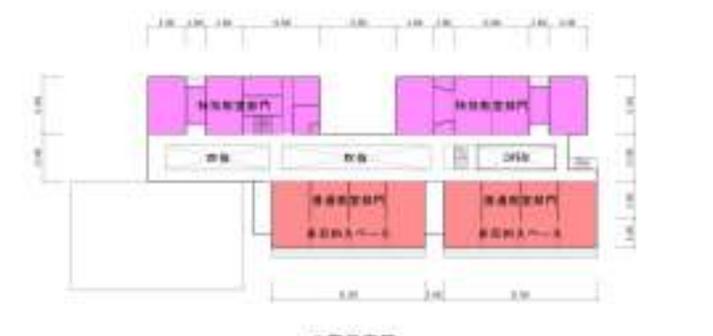
防犯性、安全性・仮設コスト・工事中的影響・教室の関連性・グラウンドの形態及び隣地への影響について検討を重ねました。

その中でも、大きな要因としまして、グラウンドの形態については、A、B案に対してC案は変形したグラウンドになってしまう。

隣地への影響として、A案に対してB、C案は、隣地へ与える日影や圧迫感の影響が大きいなどがあります。

それらを勘案しまして、A案を採用することとなりました。

② 配置案及びブロックプラン案を作成し検討を行いました。

<p>配置案</p>	
<p>1階ブロックプラン</p>	 <p>1階平面図</p>
<p>2階ブロックプラン</p>	 <p>2階平面図</p>
<p>3階ブロックプラン</p>	 <p>3階平面図</p>

【 検討内容 】

■配置計画について

- 大手門のあたりから敷地内に入れて歩かせてもよいのではないか。
- 敷地への入り口は2つだけではなく、出入り口を増やしたほうがよいと思う。

■オープンスペースについて

- 低学年へのオープンスペース型の教室形態は不向きである。
- 廊下側にオープンスペースがある形態ではなく、外部側にオープンスペースがある形態は非常に良いと思う。

■吹き抜けについて

- 吹き抜け部分はスペースがもったいない。有効に活用すればもっとスリムになるのではないか。
- 吹き抜けをやめて外壁にしても両側に壁のある空間はシメジメとして役に立たない。それであれば吹き抜けをとって明るくしたほうが良い。
- 安全性の面で心配である。

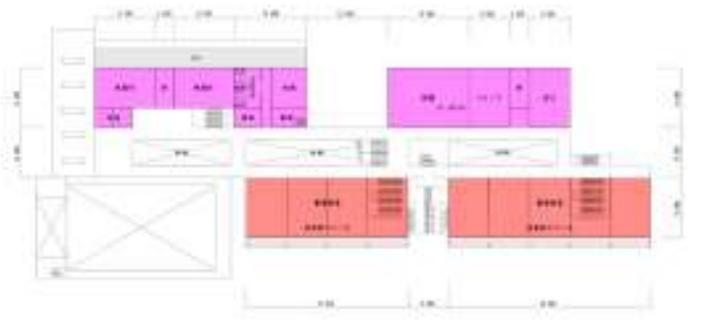
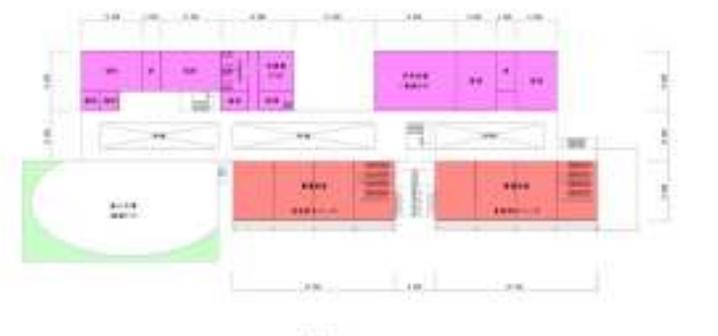
■既存樹木と記念碑の取り扱いについて

- 寄贈されたものは残してほしい。
- 新しいものや理科教材で植えたものは伐採してもよいのではないか。
- 同窓会や後援会が主体となり思い出を語り合うシンポジウムや卒業記念品をリプレイスするのもよいのではないか。
- 亀城公園からきた付き当りにある松は寄贈者の名前が書いてあった。
- 幼稚園側のマキ・センダン・クスノキと門は残してほしい。
- 一般的に桜の樹の伐採は気にしなくて良い。
- 民家よりの落葉樹は伐ったほうがよい。
- エノキを再利用して何かをつくってはどうか。（ベンチ、仕上げ材、理科の教材等）

■グラウンドの芝生化について

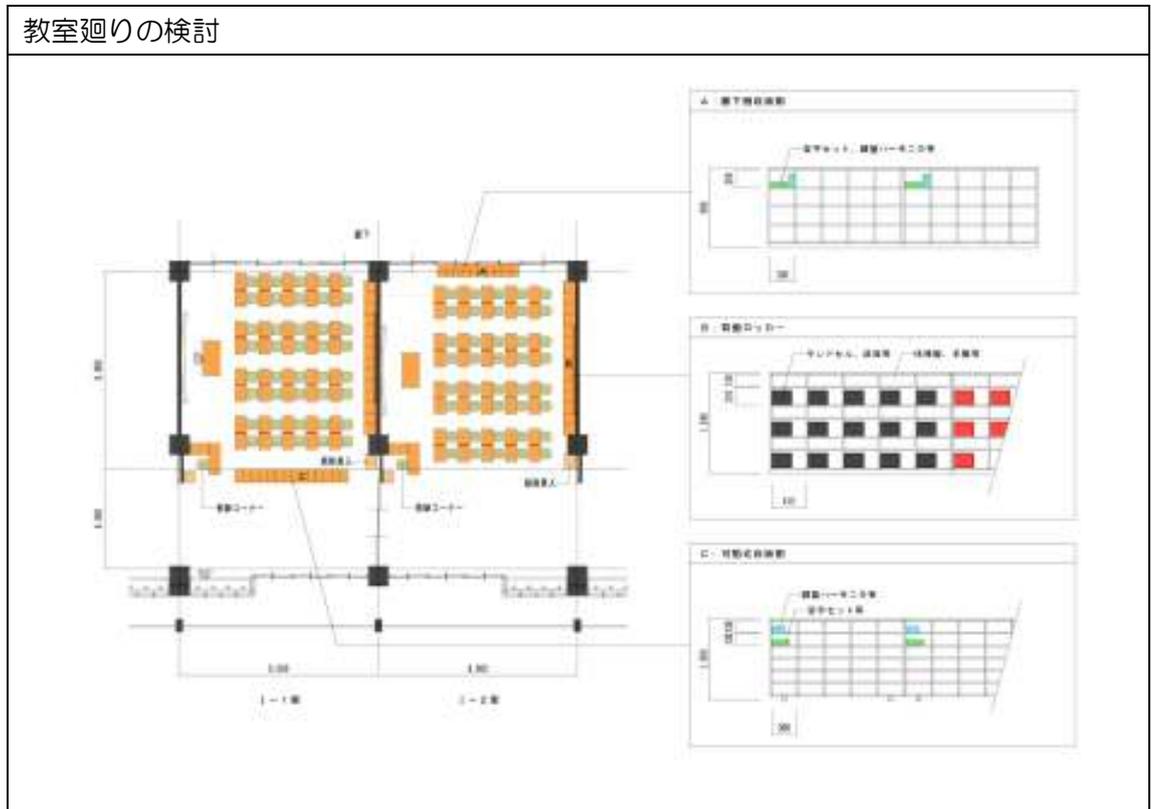
- 芝生の管理を行うことを決めた年代はよいが、子供が卒業すると疎遠になり永続的に続かない場合がある。
- 管理面においてPTA会員みんなで実施する旨の賛同を得るのは難しい。
- スポーツ少年団の関係者で管理をしていきたいと言っているので、その人をオブザーバーとして会議にお招きしたい。

③ 先の案に対し修正を加え検討するとともに、教室廻りについては具体的なプランを作成し検討を行いました。

<p>配置案</p>	
<p>1階ブロックプラン</p>	
<p>2階ブロックプラン</p>	
<p>3階ブロックプラン</p>	

- ④ 教室廻りの検討は、ワークショップにおいて主にオープンスペースの取り方について話し合われました。

オープンスペースを廊下側にとった案と屋外側にとった案について話し合いを行い児童が落ち着いて授業が受けられる環境として屋外側にオープンスペースを取った方が良いという結論にいたりました。



【 検討内容 】

■配置計画について

- ・軽トラで敷地周囲を回れるようにしてほしい。
- ・ゴミをストックしておく場所を検討してほしい。
- ・灯油を使用する場合には、燃料庫の位置を検討してほしい。

■平面計画について

- ・家庭科室が2教室必要か検討してほしい。
- ・印刷室を相談室部分に移動して職員室の湯沸し室をとってはどうか。

■外観について

- ・屋根は緑青色を検討してほしい。

■グラウンドの芝生化について

- ・PTAが中心になって話を進めていきたい。

## 8 土浦小学校改築計画に関する整備方針（提言）

これまで検討委員会、児童・教員ワークショップにおいて出された意見をもとに、土浦小学校改築計画に関する整備方針をまとめました。

### 1. 安全性・快適性

- ・職員室は、グラウンド、正門への管理視線の確保できる位置とする。  
また、校内の見通しがよいものとする。
- ・耐震性に配慮された構造計画とする。
- ・体育館は地域開放を考慮すると共に防災の拠点としての機能にも配慮する。
- ・誰もが使用しやすい計画とする。  
(ユニバーサルデザイン：エレベータ、スロープ、多目的便所、サイン色彩計画等)

### 2. 環境への配慮

- ・吹き抜けや緑のカーテンを利用し、室内環境を向上させる。
- ・グラウンドを芝生化し、豊かな施設環境を確保する。
- ・太陽光発電システムを設置し、環境教育を推進する。
- ・ビオトープ、雨水の再利用などにより自然環境保護に努める。
- ・リサイクル材等を採用し、エコに配慮する。
- ・昼光センサー付照明や節水型便器を採用し、消費エネルギーを軽減する。

### 3. 多様な学習形態への対応

- ・多目的スペースを備えた普通教室とする。
- ・関連教科との連携に配慮した特別教室の配置とする。
- ・学年交流を促す共用スペースの充実を図る。

### 4. 使やすく設備の充実した校舎

- ・調べ学習に対応できる情報ネットワークを整備する。
- ・多様な授業形態に対応可能な、家具、実験台等を採用する。
- ・将来の空調機器設置に対応可能な計画とする。

### 5. 景観への配慮

- ・歴史的な街並みとの調和を図る。
- ・分節型の校舎により周辺への圧迫感を軽減する。
- ・既存樹木の保存や歴史の小径事業との調和を図った塀の計画とする。

### 6. 長寿命化

- ・庇の設置により外壁を保護する計画とする。
- ・改修、更新のし易さに配慮した構造や設備を採用する。
- ・メンテナンス性に配慮した計画とする。

---

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが使いやすい環境を整えること。

## 9 検討委員会について

### (1) 検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場の改築に当たり、施設設備及び景観の整備に係る課題について調査及び検討を行い、その結果を改築構想の策定に活用することにより教育環境の向上を図るため、土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、これらの結果を教育委員会に提言する。

- (1) 土浦小学校校舎及び屋内運動場の改築に伴う施設設備の整備に関する事項
- (2) 土浦小学校校舎及び屋内運動場の改築に伴う景観の整備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、土浦小学校の教育環境の向上に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 土浦小学校の学校長
- (3) 土浦小学校に在籍する児童の保護者の代表
- (4) 土浦小学校の通学区域の地域の代表
- (5) 土浦市立小中学校長の代表（第2号に掲げる者を除く。）
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

#### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条の提言を教育委員会に行った日をもって満了とする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項第2号から第7号までに規定する委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 検討委員会の活動状況

回数	開催日	主な協議事項	参加者
第1回	平成21年 8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付・委員長選出</li> <li>・検討委員会スケジュール</li> </ul>	委員 15名
第2回	平成21年 11月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回視察会意見交換</li> <li>・アンケート実施</li> </ul>	委員 12名
第3回	平成22年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート集計結果及び 意見交換</li> </ul>	委員 14名
第4回	平成22年 4月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築計画に関する基本方針</li> </ul>	委員 12名
第5回	平成22年 11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置、平面計画</li> <li>・既存樹木、記念碑の取扱い</li> </ul>	委員 13名
第6回	平成23年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎の平面詳細計画</li> <li>・校舎の外観 ・校庭の芝生化</li> </ul>	委員 13名
第7回 (最終)	平成23年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築計画に関する提言</li> </ul>	委員 12名

(3) 学校視察会の活動状況

回数	開催日	視察学校	参加者
第1回	平成21年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市立三の丸小学校</li> <li>・水戸市立新荘小学校</li> <li>・土浦市立真鍋小学校</li> </ul>	委員 12名
第2回	平成22年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば市立竹園西小学校</li> <li>・つくば市立谷田部中学校</li> <li>・土浦市立右籾小学校</li> </ul>	委員 12名

(4) アンケート調査の実施状況

対象	実施時期	調査項目	配布数
土浦小学校児童 の保護者	平成21年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築する際に、特に大切に したい項目</li> <li>・校舎外観のイメージ</li> <li>・土浦らしいイメージ</li> </ul>	597世帯

## (5) 検討委員会 名簿

(敬称略・順不同)

氏名	組織・役職	備考
小場瀬 令二	筑波大学システム情報工学研究科 教授	委員長
中台 義保	地区長連合会大鷲ブロック 会長	副委員長
生天目 公司	土浦小学校 学校長	
中村 雅一	土浦小学校PTA 会長	
櫻井 卓	土浦小学校後援会 会長 (H22 年度)	平成 22 年 4 月 1 日から
坂本 實	地区長連合会八幡ブロック 会長	
杉本 衣代	一中地区民生委員児童委員協議会 副会長	
飯田 節子	土浦小学校学校評議員	
五十嵐 茂	土浦小学校同窓会 会長	
甲野 浩規	土浦小学校後援会 会長 (H21 年度)	
都賀 和男	土浦市校長会 会長	平成 22 年 4 月 1 日から
東郷 和男	土浦市都市整備部 部長	
菅又 章雄	土浦小学校 教頭	平成 22 年 4 月 1 日から
山中 敏子	土浦小学校 教諭	
高野 智映子	土浦幼稚園 PTA 会長	平成 22 年 6 月 25 日から

森内 靖雄	土浦小学校PTA 副会長	平成 22 年 3 月 31 日まで
中島 洋一	土浦市校長会 会長	平成 22 年 3 月 31 日まで
久保田 憲	土浦小学校 教頭	平成 22 年 3 月 31 日まで
柴 千恵	土浦幼稚園PTA 会長	平成 22 年 6 月 24 日まで

## 10 参考資料

### (1) 耐力度調査報告書

#### 土浦小学校の耐力度調査について

##### 耐力度調査の結果について

##### 耐力度調査とは

「耐力度調査」は、老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経過年数、立地条件などを総合的に調査し、老朽化の度合いを判定するものであり、所要の点数に達していないものを「危険改築事業」の対象にしている。このことは、「老朽化を総合的に評価した結果、改築事業の採択基準に達している」ということである。

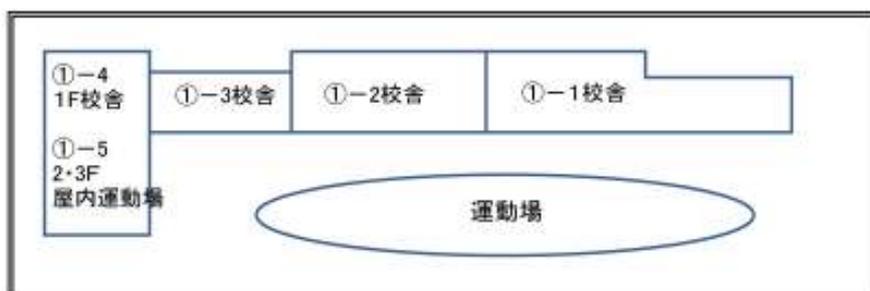
##### ◎「危険改築事業」の採択基準

		耐力度点数
危険改築事業 (構造上危険な状態にある 建築の改築)		W造:5500点以下
		R・S・CB造:5,000点以下 (H17からは、4,500点以下)

##### 構造区分

R：鉄筋コンクリート造  
S：鉄骨造  
W：木造  
CB：コンクリートブロック造

##### ◎ 土浦小学校配置図



調査箇所	面積(m <sup>2</sup> )	耐力度点数	建築年月	構造区分
①-1校舎	2,307	4,481	S41.03	R
①-2校舎	2,533	4,481	S42.02	R
①-3校舎	944	4,473	S43.05	R
①-4校舎	1,181	4,152	S43.05	R
①-5屋内運動場	1,239	4,152	S43.05	R

## (2) 埋蔵文化財試掘確認調査（第2次）報告書

1. 調査原因：土浦小学校建替計画
2. 開発面積：3,984 m<sup>2</sup>（全体面積）
3. 調査実施日：2010（平成22）年8月23日（月）～26日（木）
4. 調査箇所：土浦市大手町13-32（土浦小学校及び土浦幼稚園内）
5. 調査遺跡：土浦城跡（遺跡番号203-226）
6. 試掘確認調査面積：約300 m<sup>2</sup>
7. 調査地現況：

標高約2mの桜川低地の自然堤防上。調査地の現在の主な土地利用は小学校校庭及び幼稚園園庭である。当該地は土浦城西郭の一部であり、主に江戸時代には武家屋敷及び城郭施設（大手門）、明治時代からは主に小学校・幼稚園敷地として利用されてきた場所である。

それぞれの施設の略歴は下記のとおりである。

### ○土浦小学校

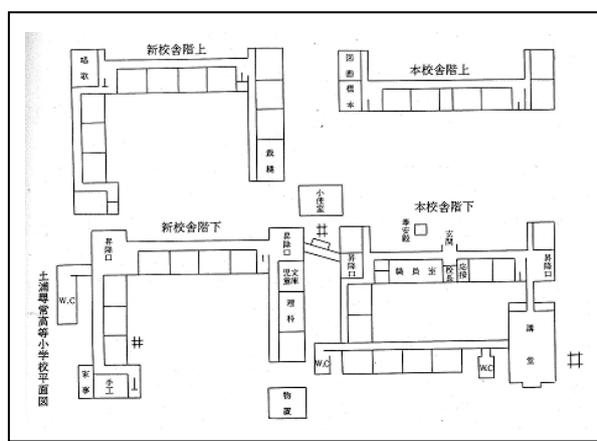
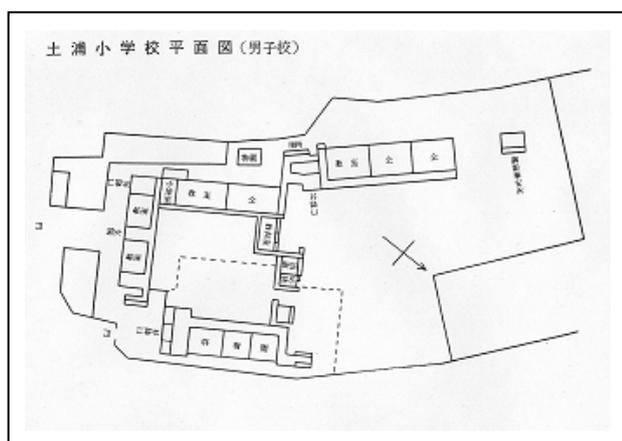
- ・木造校舎1（旧々校舎）：明治9年（1876）・12年（1879）～明治42年（1909）
- ・木造校舎2（旧校舎）：明治43年（1910）～昭和42年（1967）
- ・RC造校舎：昭和43年（1968）～現在

### ○土浦幼稚園

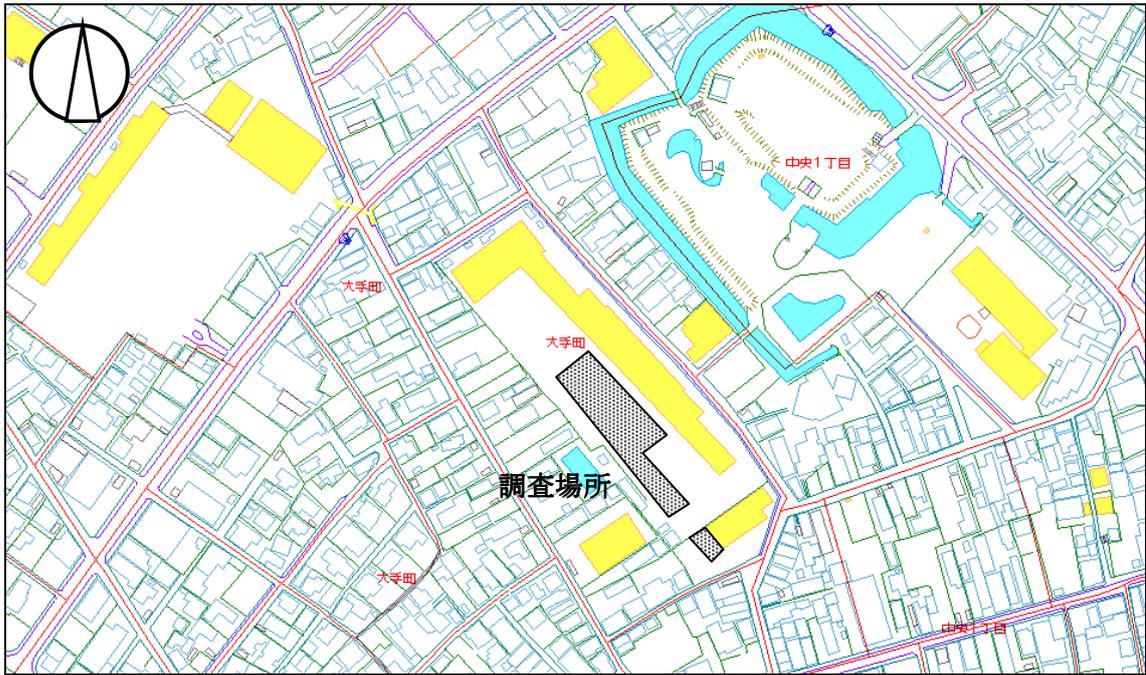
- ・木造園舎1（旧々園舎）：明治18年（1885）～大正12年（1923）
- ・木造園舎2（旧園舎）：大正13年（1924）～昭和54年（1979）
- ・RC造園舎：昭和55年（1980）～現在

（土浦小学校1973『土浦小学校創立百周年記念誌』、土浦市立博物館2010『幼児教育コトハジメ』より）

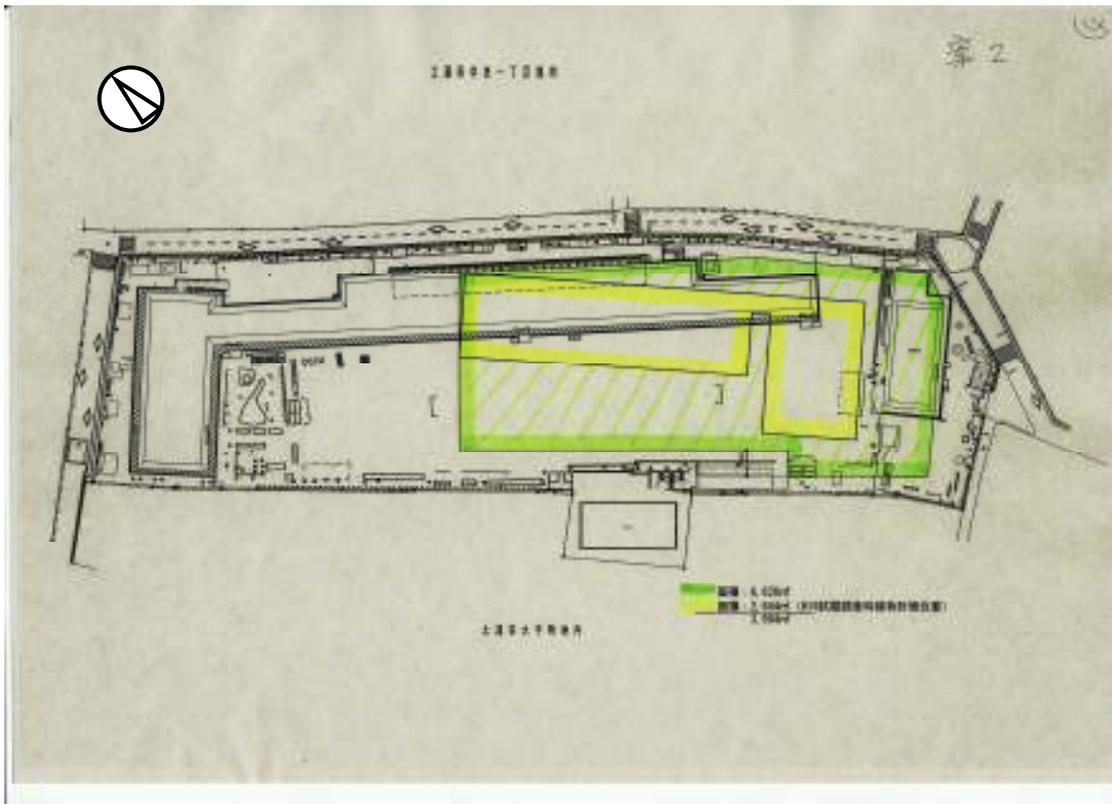
なお、本小学校建替に伴う試掘確認調査は平成20年（2008）8月にも実施しており、今回が2回目となる。



土浦小学校旧々校舎（左）・旧校舎（右）平面図（『土浦小学校創立百周年記念誌』より）



発掘調査場所位置図 (S=1/2500)



試掘対象地 (緑斜線部)

緑斜線部のうち、既存建物部分及び平成 20 年度試掘調査実施部分(黄色斜線)を除いた部分が、今回試掘調査対象範囲

## ■ 調査結果

今回の試掘確認箇所において確認された遺構は次のとおりである。

### (1) 濠跡

平成 20 年度調査時の第 2 トレンチで確認されていた土浦城西郭南西側の濠跡が、今回第 11・14・16・17 トレンチにおいても検出された。濠は小学校南西側境界より約 18m（北東側市道大手町 1 号線側から見れば約 50m）の位置にあり、概ね現在の小学校校庭に描かれたトラックの内周線付近及びその延長線に当たる。

濠の部分では、湧水のほか、二重三重に設けられた木杭や板材による土留め、更に土留めを超えて濠に向かって流れ込んで堆積している土層が確認できた。このことから、濠は一度土留めを設置した後も校庭拡張などのために土砂・廃材によって埋め立てられ、また埋め立てが進むに従い再度その外側に土留め柵を設置して、また濠を埋めてくことを繰り返していったことが分かる。濠の埋め立て時期については、第 11 トレンチにおいて 1 号建物跡の煉瓦造基礎のうち南西側のものが、濠の第 1 期埋め立て土を切って設置されているため、濠の埋め立て開始が明治 43 年より以前であることを推定することができる。

当初この部分の濠は地籍図形態から学校境界付近ではないかと思われていたが、今回の調査により想定よりもかなり北東側に濠が広がっていたことが明らかとなった。

なお、幼稚園園庭の第 10 トレンチでは遺構は検出されていないが、位置的に今回検出された濠の延長線に当たることや、確認された土層が軟弱な泥層であったことからみれば、本トレンチの掘削場所自体が濠の中であった可能性もある

### (2) 建物基礎跡

①1 号建物跡：平成 20 年度調査時の第 9 トレンチにおいて煉瓦造の建物基礎跡が検出されていたが、今回も第 11 トレンチにおいて 2 ヶ所、第 12 トレンチにおいて 1 ヶ所検出された。検出された状況から見ると、この煉瓦造基礎の建物は東西約 30m、南北約 24m の L 字形になるものと想定される。資料を見ると、この場所には明治 43 年(1910)に竣工した土浦小学校の木造旧校舎の教室棟があり、今回の遺構と形態と合致することから、本遺構は教室棟の一部であると考えられる。

②2 号建物跡：平成 20 年調査時の第 6・7 トレンチにおいてコンクリート製の基礎が検出されていたが、今回も第 15 トレンチにおいて同様のものが検出された。検出された状況から見ると、このコンクリート基礎は南北方向に約 27m 以上伸びていることが分かるが、東西方向については対応する基礎が確認できていないため規模は不明である。資料を見ると、この場所には明治 43 年(1910)に竣工した土浦小学校旧校舎の講堂が存在することから、本遺構は講堂の一部である可能性が想定される。

③3 号建物跡：第 15 トレンチ中央部南端で検出したもので、横に並べた丸太材の下に枕木状の短い丸太が支えとして埋め込まれた遺構である。周囲のトレンチで対応する遺構は確認されていない。検出状況から見ると、北側は②のコンクリート基礎設置時攪乱を受けているが、南側については調査区外に伸びているものと思われる。

資料を見るとこの辺りには明治 43 年(1910)竣工の小学校に伴う建物は確認できないが、明治 12 年(1879)に竣工した土浦小学校旧々校舎の教室棟があることから、本遺構は旧々校舎の建物基礎の一部である可能性が想定される。

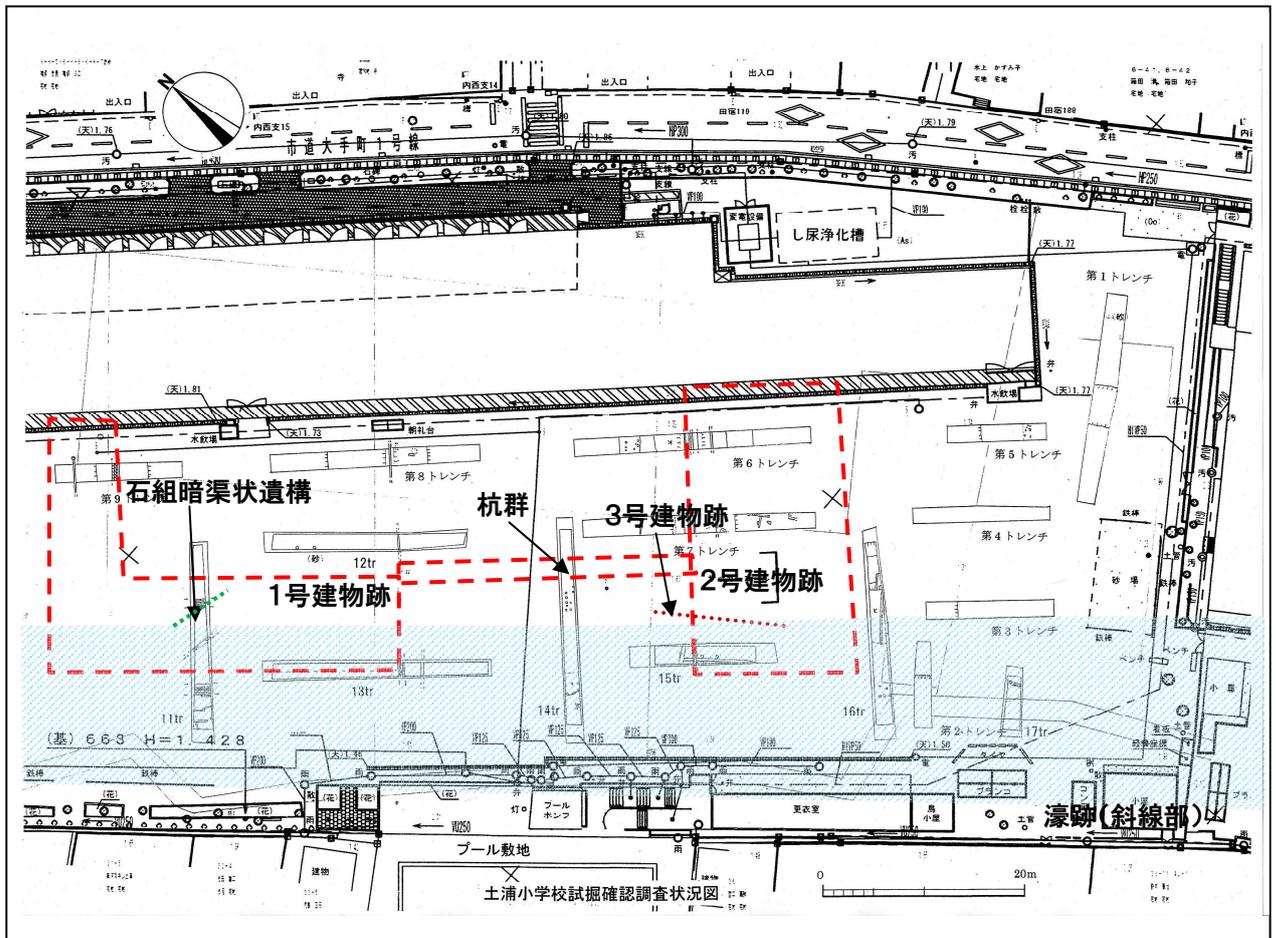
(3) 杭群

第 14 トレンチ中央部で検出されたものである。周囲のトレンチで対応する遺構は確認されていない。不明な点も多いが検出状況から見ると南北幅約 2~2.5m で東西方向に伸びている遺構である可能性が想定される。資料を見ると明治 43 年(1910)竣工の旧小学校建物には、教室棟と講堂を結ぶ渡り廊下が存在していることから、本遺構は渡り廊下の一部である可能性が想定される。

(4) 石組暗渠状遺構

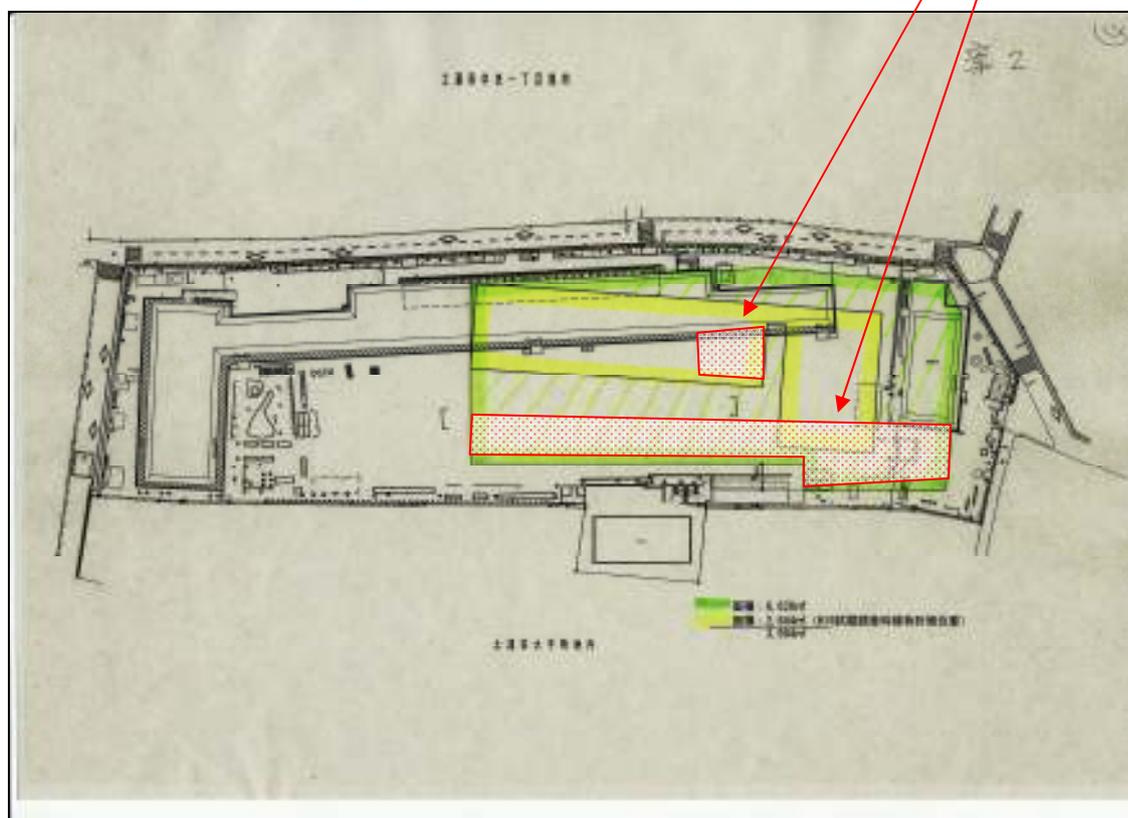
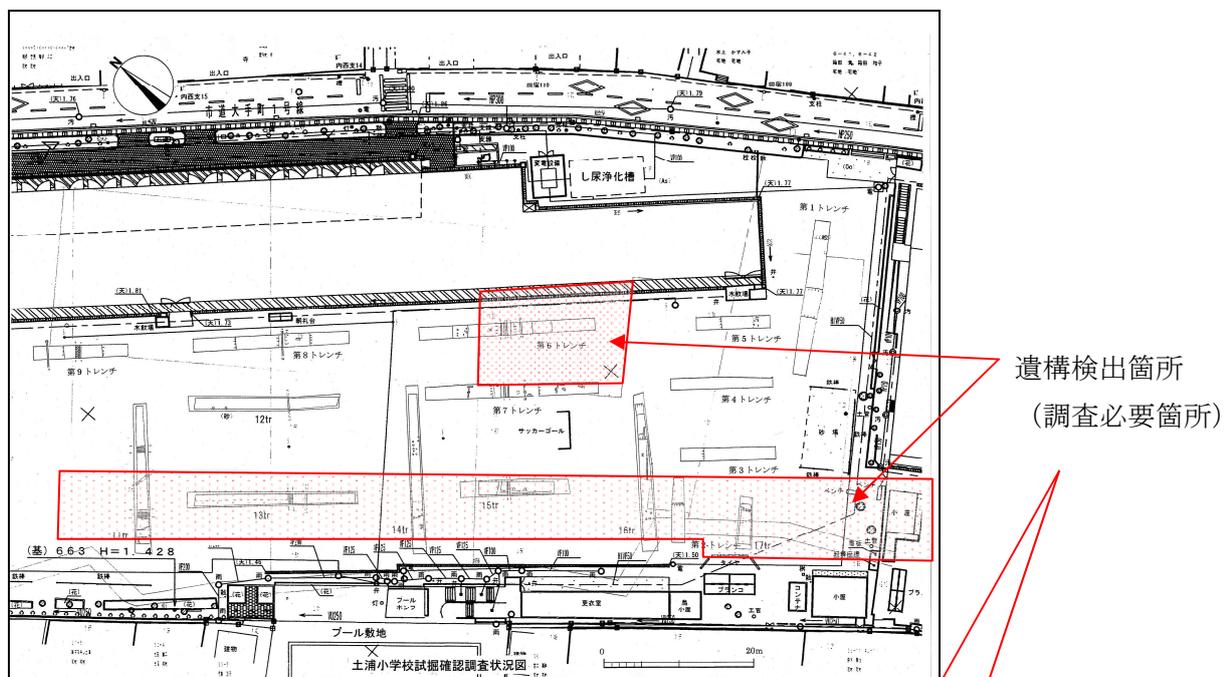
第 11 トレンチ中央部で検出されたものである。周囲のトレンチでは対応する遺構は確認されていない。検出状況から見ると東西方向に伸びていることが分かる。

本遺構が検出された場所は明治 43 年(1910)竣工の小学校建物の下にあたり、また検出層位も明治 43 年の建物整地土より下であることから、本溝は明治 43 年以前に設置されたものと考えられる。



### 1 1. 想定される調査対象

今回確認された上記遺構のうち、(2) 建物基礎跡 3 棟及び (3) 杭群については近代の建物に伴うものと考えられる。そこで、発掘調査対象は第 1 次調査で遺構が検出された校舎寄りの部分及び今回濠跡が検出された部分を中心に検討したい。



(3) 歴史の小径パンフレット

土浦城址周辺の歴史的町並み



【問い合わせ先】  
 土浦市都市整備部 都市計画課 計画係  
 〒300-8686 茨城県土浦市下高津一丁目 20-35  
 TEL: 029-826-1111 (内線 2424)  
 E-mail: [toshikei@city.tsuchiuma.ibaraki.jp](mailto:toshikei@city.tsuchiuma.ibaraki.jp)



# 一人にやさしく 安全で やすらぎのある都市空間の創出

## 歴史の小径整備状況

歴史の小径は第一期整備工事として、亀城公園の東の玄関口となる亀岡河原通りの全面仮設舗装による道路修繕工事と電線類の地中化工事を施工しました。全面仮設による道路舗装は雨かきに荷がなく、障害者の車いすなど各層の参加を促すことで整備を進めました。通りの端に立つと高層ビルに遮られることなく、よく目に見えるよう工夫しました。

これに引き続き第二期工事として、(通称)早平通りと、まちかど通り「大池」駅の市道中央一丁目8号線の一部、第二期工事(通称)天神通り、第四期工事(通称)本陣今敷、第五期工事(通称)中城通り)についても整備が進み、土曜地区や市立博物館、まちかど通り「大池」「野村」等を結ぶ道路として、ますます多くの人々に利用されること

が期待されます。



中城通り

整備後



整備前

道路幅員の確保が容易なため、歩道の幅員が確保され、歩行者の安全が確保される。

## 人にやさしく



(通称) 亀岡河原通り



(通称) 早平通り



中央一丁目8号線



(通称) 天神通り



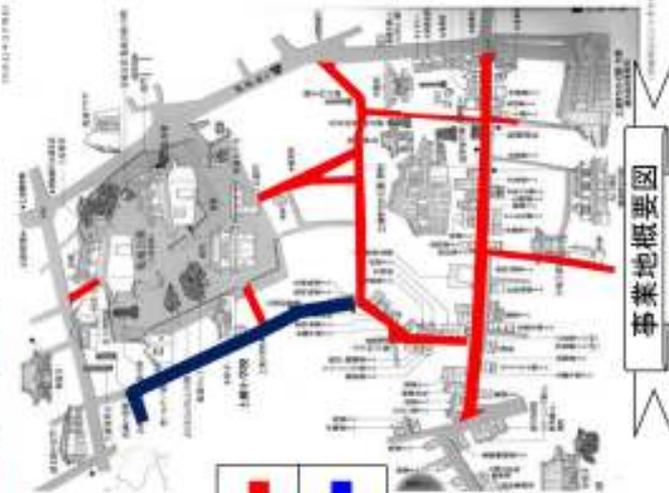
## 安全で

電線類による歩道の歩行者の安全確保が確保され、歩行者の安全が確保される。

## やすらぎのある都市



地下鉄としての歴史的小径の整備が完了し、歩行者の安全が確保される。



	整備済路線
	整備予定路線

## 事業地概要図

### 歴史の小径整備事業

歴史の小径整備事業は土曜地区、まちかど通り「大池」「野村」、亀岡河原通りの文化財である矢口家住宅等、亀城公園や田永戸街道沿いの地区に点在する多くの歴史的資源の保全と活用、さらに商店街の活性化を図るため、これらを結ぶ道路の延長整備を行い、道路の活性化を促すことにより、地域の活性化と快適な居住環境、町並み景観の向上を目標としています。

平成20年度には、重要路線の中城通りの整備完了により、総延長約1.03kmが整備済みとなりました。今後も、市道の住民のご意見をお聞きしながら、土曜小学校前の通りの整備を進めてゆく予定です。

(4) 土浦市景観計画〔抜案〕(案)

3) 旧城下町とその周辺地区(中城通り地区)

区分	行為	規模等	
		旧城下町とその周辺地区	
		旧城下町とその周辺地区	中城通り地区
①建築物	新築, 増築, 改築 <sup>※1</sup> 若しくは移転, 外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10m以上, 若しくは, 延床面積が500㎡以上の建築物<sup>※2</sup></li> <li>・高さが8mを超える機械式駐車場で築造面積が300㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての建築物</li> </ul>
②工作物	新設, 増築, 改築 <sup>※1</sup> 若しくは移転, 外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが15m(よう壁にあっては3m)を超えるもの</li> <li>・高さが8m以下の機械式駐車場で築造面積が300㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10m(よう壁にあっては3m)を超えるもの</li> <li>・高さが8m以下の機械式駐車場で築造面積が300㎡を超えるもの</li> </ul>
③開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己用住宅を除く全ての開発行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての開発行為</li> </ul>
④その他	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更で, 次のいずれかに該当するもの。</li> <li>① 変更に係る土地の面積が1,500㎡以上のもの</li> <li>② 変更に伴い生じるのり面, よう壁の高さが2mを超え, かつ, 長さが10m以上のもので, 変更に係る面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更で, 次のいずれかに該当するもの。</li> <li>① 変更に係る土地の面積が500㎡以上のもの</li> <li>② 変更に伴い生じるのり面, よう壁の高さが2mを超え, かつ, 長さが10m以上のもので, 変更に係る土地の面積が300㎡以上のもの</li> </ul>
	木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000㎡以上の木竹の伐採又は植栽</li> </ul>	—
	物件のたい積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件(家畜用飼料を除く。)のたい積で, 高さが2mを超え, かつ, その用途に係る面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	

※1: 増築, 改築にあつては, 増築又は改築後の高さ, 延床面積等がこれに該当するもの。

※2: 建築物の「高さ」, 「延床面積」は, 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定によるものとする。

3) 旧城下町とその周辺地区

① 建築物

◆表一建築物の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

重点地区		旧城下町とその周辺地区																													
事項		中城通り地区																													
景観形成方針	位置	土浦の歴史を継承する風格と個性ある景観形成																													
高さ	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の位置は、歴史的町並みの連続性を確保するため、できる限り隣接する建築物間で揃えること。</li> </ul>																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通基準】</li> <li>3階以上のものは上部を後退させ、歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮すること。</li> <li>通りに圧迫感を与えないよう、原則として高さは20m以下とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として地上2階までとすること。</li> </ul>																											
形態意匠・色彩	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通基準】</li> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠とすること。</li> <li>屋根、壁面、開口部等の形態意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮すること。</li> <li>屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和が図られるよう形態意匠を工夫すること。</li> <li>外壁や屋上などに設ける設備は、露出しないよう設置すること。やむを得ず露出する場合は、建築物との調和に配慮すること。</li> <li>風格のある歴史・文化景観を形成するため、原則として下屋、庇を設置すること。</li> <li>開口部は、格子やすだれで覆うこと。</li> <li>外壁や屋上などに、やむを得ず設備を設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、設備の背景と同調する色彩で着彩するなど工夫すること。</li> </ul>																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として勾配屋根とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として10分の4の勾配屋根とすること。</li> </ul>																											
形態意匠・色彩	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>屋上設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>歴史・文化景観の維持・創出を図るため、建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の自然素材の色彩を基調とするとともに、屋上設備等の色彩についてもこれと同系色の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とすること。</li> <li>歩行者等への圧迫感を軽減するため、中高層部の色彩は、強調されないような色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。</li> <li>アクセントカラーを使用する場合は、伝統色を用いることとする。</li> </ul>																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">旧城下町とその周辺地区</th> </tr> <tr> <th colspan="2">中城通り地区</th> <th colspan="2">中城通り地区</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td rowspan="4">3以上</td> <td>3以下</td> <td rowspan="4">3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>3以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑) B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>3以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、材料本来の素材色は除く。</p>				区分	旧城下町とその周辺地区				中城通り地区		中城通り地区		色相	明度	彩度	明度	彩度	R (赤)	3以上	3以下	3以上	2以下	YR (黄赤)	4以下	3以下	Y (黄)	3以下	2以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑) B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)
区分	旧城下町とその周辺地区																														
	中城通り地区		中城通り地区																												
色相	明度	彩度	明度	彩度																											
R (赤)	3以上	3以下	3以上	2以下																											
YR (黄赤)		4以下		3以下																											
Y (黄)		3以下		2以下																											
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑) B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)		3以下		2以下																											
建築物に付帯する広告	建築物に付帯する広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通基準】</li> <li>建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺の景観との調和及び夜間景観に十分配慮すること。</li> <li>建築物の壁面自体を広告物や案内表示として使用する場合は、広告文字等の位置、規模、形態意匠、色彩等に十分配慮すること。</li> <li>原則として、建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出は禁止する。</li> <li>その他建築物に付帯して設置する広告物に使用する色彩は、旧城下町の歴史・文化景観に馴染むよう、原則として低中彩度で、建築物の外壁の色彩と同調させること。</li> </ul>																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、設置する広告物は自家用のみで、面積は必要最小限とし、設置数は1つとする。</li> </ul>																													

◆表一建築物の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

事項		重点地区	旧城下町とその周辺地区
			中城通り地区
材	料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した材料を活用すること。</li> <li>・地区の景観特性に応じた材料を活用すること。</li> <li>・耐久性及び耐候性に優れ、維持管理に優れた材料を活用すること。</li> <li>・旧城下町の風格を感じさせる自然素材をできる限り採り入れること。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化景観との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
敷地利用	敷地困障		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧城下町の歴史・文化景観に配慮した、敷地内の緑化にできる限り努めること。</li> <li>・「水の都」を彷彿させるイメージづくりに努めること。</li> </ul>
	緑化・親水化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場は、できる限り通りから見えない位置に配置すること。</li> <li>・やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入口以外の部分において、安全性、利便性を十分確保しながら、道路に面する側を緑化するなど、修景に努めること。</li> <li>・立体駐車場を設置する場合は、車が直接見えないよう工夫するとともに、敷地内の建築物と調和した配置、形態意匠となるよう工夫すること。</li> </ul>
	駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和する色彩、位置に配慮すること。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は、できる限り夜間の光量を抑えるなど夜間景観に配慮すること。</li> </ul>
	自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺の景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料とすること。</li> <li>・ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどを設置する場合は、周辺の景観との調和及び夜間景観に十分配慮すること。</li> <li>・独立して設置する広告物の支柱と柱の色は同色とし、原則としてダークブラウンとすること。ただし、周辺の景観を阻害しない範囲内で、グレー、白及び低明度、低彩度のものは使用可能とする。</li> <li>・足元には、緑化を施すよう努めること。</li> </ul>
	広告物等		

② 工作物

◆表一工作物の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

旧城下町とその周辺地区		中城通り地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として建築物の基準に準じる。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態意匠等を工夫し、周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>・なお、通信用鉄塔の設置にあたっては、次の基準に準じること。</li> <li>・設置位置は、車や歩行者への圧迫感を軽減するため、幹線道路から30m以上離れた位置に設置すること。</li> <li>・道路に面する側は必ず緑化すること。</li> <li>・通信用鉄塔はシリンダー型に統一すること。</li> </ul>		

③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

◆表一開発行為の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

旧城下町とその周辺地区		中城通り地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為をしようとする者は、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺の景観との調和に十分配慮すること。</li> <li>・開発行為を行うにあたっては、できる限り現存する樹林地や大樹等の緑の保全や、積極的な緑化の推進に努めるほか、次に示す点に配慮すること。</li> <li>・開発行為完了後に建築する建築物の位置、形態意匠、色彩等についても、歴史・文化景観との調和を図る計画とするなど、良好な景観形成に寄与する基盤の整備に配慮すること。</li> </ul>		

④ その他（土地の形質の変更、木竹の伐採又は植栽、物件のたい積）

◆表一その他の行為の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

事項		重点地区	旧城下町とその周辺地区	
			中城通り地区	
土地の形質の変更			<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及びよう壁が生じないように配慮すること。</li> <li>・のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮すること。</li> <li>・よう壁は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めること。</li> </ul>	
木竹の伐採又は植栽			<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最低限に抑えること。</li> <li>・可能な限り道路沿いその他の公共空間に隣接する部分の既存樹木の保全や移植に努めること。</li> <li>・やむを得ず伐採した場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">（中城通り地区は除く）</p>
物件の たい積	たい積物の高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・たい積物の高さは、周辺の景観を阻害しないよう、原則として3mを超えないよう努め、可能な限り低く抑えるとともに、風致、美観を損ねないよう整然とたい積するよう配慮すること。</li> </ul>	
	遮蔽物の形態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・たい積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。</li> <li>・塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、原則として3mを超えないよう配慮すること。</li> </ul>	
	遮蔽物の色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺の景観を阻害しないよう、できる限り低彩度とすること。</li> </ul>	

⑤ その他良好な景観の維持（コインパーキングの設置、維持管理、空き地の維持管理）

届出対象行為ではないものの、重点地区の良好な景観を維持していく上で必要なルールとして、次のとおり定める。

◆表一その他良好な景観の維持の景観形成基準【重点地区：③旧城下町とその周辺地区（中城通り地区）】

事項		重点地区	旧城下町とその周辺地区	
			中城通り地区	
コインパーキングの設置、維持管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・コインパーキングを設置しようとする事業者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。</li> <li>・出入口以外の部分については、周辺の景観に調和するよう積極的な緑化に努めること。</li> <li>・当該コインパーキング内に設置する屋外広告物、精算機等の色彩等については、建築物敷地利用の広告物等の基準を遵守すること。</li> <li>・コインパーキング内の清掃等その他適切な管理を行い、良好な景観の維持、形成に努めること。</li> </ul>	
空き地の維持管理			<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の維持、形成を図るため、荒地化しているような空き地については、定期的な草刈りや草花等による修景を行い、美化に配慮した維持管理に努めること。</li> </ul>	

## (5) 校庭芝生化についての資料

2010/1/18 土浦小学校 芝生検討会

### 校庭芝生化におけるスポーツ少年団の校庭利用と維持管理体制に関する研究

Study on the activities of the junior sports clubs and the maintenance on the Lawn Covered Schoolyard

5

都市計画専攻4年 緑地環境研究室 河村瑞紀

**Keywords:** lawn, schoolyard, maintenance, local populace, public open-door school, junior sports clubs

キーワード: 芝生, 校庭, 維持管理, 地域住民, 学校開放, スポーツ少年団

10

#### 1. はじめに

近年、子どもの生活行動の変化に伴って、身体を動かす機会や場が減少しており、運動不足や体力低下が大きな問題となっている<sup>1)</sup>。このことから、普段の生活や遊びから多様な動作を経験し運動能力を高める時期にある児童にとって、身近な遊び場所である小学校の校庭で身体を動かすことの重要性は大きいと考えられる。

また、校庭は児童の利用だけでなく、地域の運動会や防災訓練、休日の校庭開放におけるスポーツ少年団の活動でも利用されており、地域住民にとっても重要な役割を持っている。東京都の公立小学校では、約85% (2008年時点)の小学校が年間を通じて毎週末に校庭を開放しており、スポーツ少年団や地域住民のスポーツ活動<sup>2)</sup>など地域スポーツ活動の場となっている<sup>3)</sup>。

25 地域スポーツ活動の中でも多くの小学校に存在するスポーツ少年団は、活動を通じて、遊びや楽しさを体験すると共に、仲間との連帯感や協調性などを育むことを目的とし、全国で約3万6000団体が存在する。スポーツ少年団において、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちの精神的、身体的成長につながると思われる<sup>4)</sup>。また、スポーツ少年団の活動は学校時間外に校庭で行うため、学校の管理のもと、利用に関する話し合いが重要になっている。

一方、小学校を中心とする学校において、環境学習への利用や体力向上を目的に校庭の一部または全面を芝生化する学校が各地で増えている。校庭芝生化は、1970年代に文部省や東京都などの自治体が芝生化への助成を行ったことにより各地に広まった。しかし、維持管理の難しさなどから多くの校庭で芝生が消滅し、芝生化の動きは停滞した。その後、文部省だけでなく、1996年Jリーグは「Jリーグ百年構想」を発表し、Jリーグもグラウンドや校庭、園路の芝生化を支援した<sup>5)</sup>。このような動きもあり、2000年前後から再び各地において校庭の芝生化が広まり<sup>6)</sup>、2006年に日本全国に芝生の校庭を持つ学校は、1500校以上に達した(文部科学省 企画・体育課)。

45 校庭の芝生化は、様々な効果が期待されている。まず1つ目として教育上の効果が挙げられる。具体的には児童のスポーツ活動の多様性や安全性の向上、環境教育の生きた教材として活用が可能であることなどの効果が挙げられている<sup>7)</sup>。実際の校庭での児童の活動に焦点を当てた研究では、校庭に芝生があることによって児童が校庭で遊ぶ頻度が高くなったことや、「遊ぶ」動作の種類が多様になることが報告されている<sup>8)</sup>。次に2つ目として、地域スポーツ活動の活性化も期待される効果として挙げられており、地域の幼児から高齢者までの様々なスポーツの安全かつ快適な実施が望まれている。

55 一方、校庭芝生化の課題として、管理の手間や費用、踏圧による芝生の裸地化などを懸念する声も少なくない。また、児童の遊びにおいても、校庭の芝生化によりボール遊びを規制することや

芝生化された校庭では見られなくなった遊びも存在したことが報告されている<sup>9)</sup>。このように、芝生への過度の踏圧による裸地化の可能性や校庭利用頻度の減少、校庭での活動内容の制限など校庭利用に関する問題が挙げられている<sup>10)</sup>。

以上のような校庭芝生化の課題に対し、校庭の適切な利用と芝生の入念な維持管理が重要になると考えられる。芝生の維持管理には芝刈り、施肥、散水など多くの労力と専門的な知識が必要となる。教職員のみで維持管理を行う場合、負担が大きいなどの声も挙がっている<sup>11)</sup>。そのような状況を踏まえ、近年では地域やスポーツ少年団、PTA、学校が一体となった維持管理組織を形成している事例もある。東京都は、維持管理組織を立ち上げている場合、補助金を助成している<sup>12)</sup>。これは維持管理において、学校だけでなく地域や保護者が協力することで、学校側の負担が軽減されることや持続的な維持管理体制を確立できることなどのメリットがあるからだと考えられる。東京都杉並区立和泉小学校では、和泉GPという維持管理組織が形成されており、毎週土曜日1時間の芝刈り作業により青々とした芝生の校庭を維持しており、多くの人75が楽しみながら維持管理作業に携わっている<sup>13)</sup>。

このような状況の中で、各々の校庭芝生化を実施した小学校では、様々な校庭利用と維持管理における対策がなされている。

目黒区立下目黒小学校では、スポーツ少年団であるサッカーチームと野球チームが月1回ずつ芝刈り作業を行うことで、週1回80の校庭でのスポーツ活動と良好な芝生状態の維持の両立を図っている。

#### 2. 目的

以上の現状から、児童や地域住民にとって最も身近な活動の場である校庭において、児童の遊びや学校開放の際のスポーツ少年団などの地域スポーツ活動における校庭利用と校庭の芝生維持の両立が今後求められる。

芝生の維持管理に関して、前崎(2006)により、様々な校庭芝生の維持管理体制の事例が紹介されてきた<sup>14)</sup>。しかし、維持管理体制と校庭利用について検証された研究は見られない。

そこで本研究では、芝生化された小学校校庭での、芝生の維持管理におけるスポーツ少年団の役割とその活動を調査することで、校庭芝生化における芝生維持管理体制の現状とそれによるスポーツ少年団の校庭利用への影響を明らかにすることを目的とする。

95 具体的には、学校側が芝生の維持管理と校庭利用の両立についてどのような工夫を行っているのかを調査する。維持管理については、維持管理体制の主体の意に著目し、その特徴を考察する。その後、地域スポーツ活動の中でも多くの小学校で行われているスポーツ少年団の活動に維持管理体制やその経緯がどのような影響を及ぼしているのか明らかにする。

#### 3. 対象地

本研究では、東京都内の全面芝生化(天然芝)を実施した小学校を対象とする。東京都では、「10年後の東京」<sup>15)</sup>で校庭芝生化

を推奨しており、東京都環境局HP『校庭芝生化実施校一覧』より2001年から2009年において校庭芝生化（人工芝を含む）を実施した公立小学校は145校にのぼり、全国と比べて多くなっている。

（2010年時点）また、学校開放を行っている学校が多く、スポーツ少年団の活動も盛んである。

その145校のうち芝生化（天然芝）面積の広い小学校は47校ある。日々の維持管理を必要とする天然芝の面積の広い校庭を持つ47校の小学校を対象とした。

#### 10 4. 手法

4-1. 芝生の維持管理体制や校庭利用における芝生維持の対策について

芝生の維持管理体制や校庭利用における制限などの対策を調査することで、維持管理体制の比較によるスポーツ少年団の校庭利用への影響の違いについて、明らかにする。

#### 15

全面芝生化を実施した全ての小学校（47校）に対し質問紙をもとに電話によるアンケート調査を行う。

#### 5. 予備調査

20 4-1. に対する予備調査として、校庭芝生化を実施した市内の小学校を数件抽出し、ヒアリング調査を行った。主な調査目的は、校庭利用と維持管理体制の現状を明らかにすることである。

#### 5-1. 予備調査概要

25 2010年6月～10月にかけて、8校へのヒアリング調査、1校の文脈調査を実施した。

#### 5-2. 予備調査の結果と考察

#### 5-2-1. 校庭芝生化概要

ヒアリング調査の結果より、東京都内の小学校の一人当たりの芝生面積は、南葛牧小学校を除き10㎡/人未満となっている。踏圧による芝生へのダメージを考慮し、一人当たりの芝生面積を10㎡/人以上確保することが有効であると言われている。調査実施校における一人当たりの芝生面積が小さいが、芝生の状態は良好であり、入念な維持管理によって芝生の状態が保たれていると考えられる。

35 多摩第一小学校は、2007年校庭の約2/3の芝生化を実施した。その際適切な維持管理や校庭利用が行えず、芝生は剥げ衰えた。その後2010年に、反省を踏まえ、校庭の約1/3を芝生化し、校庭利用の制限と入念な維持管理のもと現在は良好な芝生を維持している。本研究では2007年に実施された校庭芝生化を第1回目とし、2010年に行われたものを第2回目として記述する。

#### 5-2-2. 維持管理主体とその違いによる比較

表1に維持管理作業の中でも多くの労力と時間のかかる芝刈り・雑草抜きを誰が担っているかを表した。

45 維持管理主体は、大きく3つのパターンが見られた。まず1つ目は、学校が主体となり維持管理を行っている場合である。この場合、教員、児童、PTAが主体となり、スポーツ少年団など地域団体の協力は得ていない。具体的には、順栄小学校や瑞光小学校、永福南小学校がこの場合である。次に2つ目として、学校とスポーツ少年団やPTAが主体となり、3者が協力し合い維持管理を行っている例である。この場合、主に学校が中心となり管理しているがスポーツ少年団などの団体の協力を得ている。具体的には、下目黒小学校や四谷第六小学校、多摩第一小学校がこの場合である。そして、3つ目として維持管理組織が確立している場合である。学校が中心とならず、維持管理組織が中心となり維持管理を行っている。具体的には、南葛牧小学校、和泉小学校がこの場合にあたる。南葛牧小学校では、Gネットと呼ばれる少年団（緑地サッカークラブ・ボーイズ）やおやじの会が3本柱となった維持管

理組織が形成され、学校側の負担は少ない。おやじの会が芝生化の約2年前に設立されるなど、計画的に組織されている。

2つ目の学校とスポーツ少年団やPTAが主体となる場合と、3つ目の維持管理組織が確立されている場合は、学校とPTA、スポーツ少年団、その他団体が維持管理に携わっているという点で共通している。本研究ではスポーツ少年団が維持管理に携わる場合の、校庭利用の影響について明らかにするため、以後スポーツ少年団が維持管理の主体として関わっている場合と関わっていない場合で分類する。

#### 5-2-3. 学校教職員以外を含む協議・会合に関して

70 実施以前の協議・会合の結果を表2、表3に示す。

表2に、スポーツ少年団が維持管理主体とならない小学校における校庭芝生化実施以前の協議・会合の有無を示す。表2から、多くの場合で実施以前の協議・会合がなかったことがわかる。

実施以前に関係者に対する説明や話し合う機会がなかったことが、現在の維持管理にも影響している。

また、表3には現在スポーツ少年団が維持管理主体となっている小学校における校庭芝生化実施以前の協議・会合の有無を示す。5校中4校（多摩第一小学校含む）が事前にスポーツ少年団も含めた協議・会合を行っている。スポーツ少年団が維持管理主体となっている背景には、事前の合意形成が大きく影響しているのではないかと考えられる。

以上より芝生化実施の過程に関するヒアリング調査から、芝生化実施後に維持管理体制が変わることは避しく、実施以前の関係者による協議・会合が重要であることがわかった。

85

#### 5-3. 予備調査の結果

以上のように、校庭利用における活動頻度の制限は必ずしも一人当たりの芝生面積によるものではないと考えられる。維持管理の頻度を増やし入念に行うことで、校庭利用も可能となる。

90 また維持管理主体に関して、芝生化実施以前の協議・会合で、校庭利用と維持管理の体制について話し合い、合意形成を図ることが重要であると考えられる。

#### 6. 本調査

95 5-3より、4-1. の質問項目を作成した。

質問項目は表6に示す。大きく5つに分類され、芝生化概要、学校時間における校庭利用、スポーツ少年団の校庭利用、維持管理体制、芝生化実施以前の協議・会合を調査する。

本調査を通して、主に維持管理体制の違いによって、スポーツ少年団の校庭利用と芝生の維持ごどのような影響を及ぼすのかを考察する。また、維持管理体制が形成される過程において、芝生化実施以前の協議・会合が影響を及ぼすのか検証する。

#### 6-1. 本調査の結果

105 東京都内の校庭芝生化を実施した小学校47校にアンケート紙を配布し、31校から回答が得られた。以下にその結果を示す。

#### 6-1-1. 校庭芝生化概要

一人当たりの校庭面積は、小学校ごとに大きく異なっていた。一人当たりの芝生面積は、10㎡未満の小学校がほとんどであり、一部がゲスト舗装を残している小学校やトラックのみ芝生化を実施している小学校も見られた。

110 芝生の種類は、多くの小学校でティフトンとベレニアルライグラスのオーバーシードを用いていることがわかった。

#### 6-1-2. 維持管理体制

多くの小学校で教職員、児童、保護者（PTA）、専門業者が維持

管理体制の主体であった。回答が得られた31校のうち、主に上記の学校関係者と専門業者で維持管理を行っている場合が15校であった。また、上記の学校関係者、専門業者に加え、スポーツ少年団が維持管理を担っている場合は、13校であった。それ以外の5校に関しては、学校関係者、専門業者にその他団体が加わっている場合であった。

回答が得られた31校のうち、スポーツ少年団が存在しない小学校は7校あった。そのため、維持管理の主体としてスポーツ少年団に着目した場合を表7に示す。

10

#### 6-1-3. スポーツ少年団の校庭利用

スポーツ少年団の活動は、多くの小学校でサッカーと野球であった。多くの小学校で週1、2回、1回約3、4時間の活動が行われており、芝生化以前の活動と比較して、活動頻度が変わらないという回答が得られた。その中でも活動頻度が減ったと回答した小学校は3校あり、反対に増えたと回答した小学校は1校存在した。

スポーツ少年団の活動における制限として、多くの小学校で同様の結果が見られた。野球では、スパイクの禁止、ピッチャーマウンドなどに保護マットをひくことが決められていた。また、サッカーでは大人のキックの禁止やスパイクの禁止、ゴールの固定位置での使用をやめるなどが挙げられていた。

#### 7. 今後の予定

25 来週中に更に分析を進め、1月18日の発表の際に、表などを用いて説明する。具体的には分析を通して以下の点に着目する。

- ・スポーツ少年団が維持管理の主体である場合とない場合に着目し、教職員などの作業負担の違いがみられるか。
- ・スポーツ少年団の活動頻度に変化があった4校においてその要

30 因は何であるか。

- ・スポーツ少年団が維持管理の主体である場合とない場合を比較し、協議・会合がどのような影響を与えているのか。

35

#### 40 補注及び引用文献

注1) 児童の遊びとは、上澤ら(2009)のあそびの行動の分類を用いる。また地域スポーツ活動として本研究では、校庭で活動が行われる少年団野球やサッカーを対象とする。

45 1) 中村和彦(2004)：子どものからだは危ないー今日からできるからだづくりー、日本標準、東京、159pp

2) 政府統計の総合窓口 e-Stat：公立学校体育施設、開校の形態と頻度 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/list.do?114-00000106344> (2010.5.28閲覧)

50 3) 日本体育協会：スポーツ少年団

<http://www.japan-sports.or.jp/club/index.html> (2010.11.16閲覧)

4) Jリーグ：Jリーグ百年構想

<http://www.j-league.or.jp/100year/> (2010.5.20閲覧)

5) 瀧崎健一郎・長倉亮一・高田純成(2007)：児童主体による校庭芝生化の実現過程とその意義、ランドスケープ研究、70(5)、397-400。

6) 文部科学省：公立学校の施設整備

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/srooee/psio11\\_01.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/srooee/psio11_01.htm) (2010.5.20閲覧)

7) 田邊祐介・三島孔明・藤井英二郎(2005)：校庭の芝生が児童の校庭の利用に及ぼす影響に関する研究、ランドスケープ研究、68(5)、943-946。

8) 上澤嘉祐・加茂宏之・下村新彦・増田昇(2009)：校庭の芝生化が児童のあそびの種類や身体動作に与える影響に関する研究、環境情報科学論文集、21、263-268。

9) 瀧崎健一郎(2006)：校庭芝生化の近年の推移と支持者達の活動に関する研究、ランドスケープ研究、69(5)、401-406。

10) 東京環境政局：東京都公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金交付要綱

11) 和泉グリーンプロジェクト(2010)：『芝生でいこう』巻末巻、103pp。

12) 東京都：10年後の東京

70 <http://www.chijihou.metro.tokyo.jp/br/itgs/index.html> (2010.10.15閲覧)

13) 東京環境政局：校庭の芝生化

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/beat/kyoteisiteba/index.htm> (2010.9.22閲覧)



### 背景 校庭利用

子どもの運動不足、  
体力不足が問題に  
なっている

校庭での遊び、スポーツ活動が重要

校庭利用  
- 学校の授業などでの利用  
- スポーツ少年団などの地域活動での利用

2

### 背景 校庭芝生化の効果

教育上の効果

- スポーツ活動における安全性と多様性の向上
- 環境教育の生きた教材としての活用可能性

田邊ら(2005):  
芝生の遊み適度が高くなり、遊み動作が多様になる。

地域スポーツ活動の活性化

- 幼児から高齢者までの様々なスポーツを安全かつ快適に実施

3

### 背景 校庭芝生化の課題と維持管理

課題

- 管理の手間（雑草の除去、水まきなどによる成長の抑制）、管理の費用  
→ 雑草の除去は経費削減につながる
- 利用者の減少、活動時間の制限  
→ 芝生が枯死する

地域と学校の協働での維持管理体制の確立が求められている

メリット  
- 学校側の負担の軽減

藤崎(2009)

4

### 背景 スポーツ少年団

スポーツ少年団

- 全国で約3万6000団体
- 目的: 精神的、身体的成長
- 保護者や地域の方が運営
- 学校時間外での校庭利用  
→ 学校との話し合いが重要

学校時間外での校庭利用のため、校庭利用の制限の影響を受けやすい？  
校庭利用団体であるため、維持管理体制の主体として期待されやすい？

●芝生の維持管理とスポーツ少年団の校庭利用の実立の例  
日東国立下日原小学校

- 維持管理 : サッカーチームと野球チームが月1回芝刈り
- 校庭利用頻度 : サッカーチームと野球チームが週1回の校庭での活動

5

### 目的 研究目的・研究対象

【目的】  
芝生化された小学校校庭における維持管理体制の現況と  
維持管理体制がスポーツ少年団の校庭利用に与える影響を  
明らかにすること

【対象】  
校庭芝生化を実施した  
東京都公立小学校 145校  
(2001年～2009年)

調査対象  
芝生面積の広い(天然芝)  
東京都公立小学校 47校

6

**方法**      **研究方法**

**アンケート調査**  
 調査対象: 47校のうち31校から回答が得られた

調査項目: ・概要... 芝生面積、芝生の種類、芝生の配置など  
 ・維持管理... 教職員、児童、PTA、スポーツ少年団、  
 専門業者、その他団体 の作業内容・頻度  
 ・スポーツ少年団の校庭利用... 活動頻度、活動制限  
 ・学校職員以外を含む協議・会合... 有無、参加者、内容

7

**本調査**      **結果 ー 維持管理体制① ー**

維持管理の主体別の小学校数

スポーツ少年団	維持管理主体	小学校数
存在しない(7校)	学校関係者、専門業者	6
	学校関係者、専門業者、その他団体	1
存在する(24校)	学校関係者、専門業者	9
	学校関係者、専門業者、スポーツ少年団	13
	学校関係者、専門業者、その他団体	2

- 24校のうち13校がスポーツ少年団が維持管理に関わっている。
- スポーツ少年団: 主に芝刈り・雑草抜きを行う。  
2団体で1回約20人強 30分～1時間 月1.5回行っている。
- 散水、施肥、補修作業、目土(めつち)を行っている場合も

8

**本調査**      **結果 ー 維持管理体制② ー**

芝刈り・雑草抜きの作業頻度割合(左: スポーツ少年団あり 右: スポーツ少年団なし)

- スポーツ少年団が維持管理に携わる場合、教職員の負担が軽減されている。

9

**本調査**      **結果 ー スポーツ少年団の校庭利用 ー**

スポーツ少年団の維持管理と校庭利用の関係

スポーツ少年団あり	維持管理	
	あり	なし
変わらない	10	0
増えた	1	0
減った	0	2
増えたも減った	1	0
不明	1	3
	計	24

- 主に、サッカーと野球
- 週1、2回 1回3、4時間 校庭を利用している
- 維持管理に携わっている場合、校庭利用は変わらないor 増えている。
- 維持管理に携わっていない場合、減る場合もある。

10

**本調査**      **結果 ー 協議・会合 ー**

スポーツ少年団の維持管理と協議・会合の有無

スポーツ少年団	維持管理主体	小学校数	協議・会合あり	協議・会合なし	未記入
存在しない(7校)	学校関係者、専門業者	6	4	2	0
	学校関係者、専門業者、その他団体	1	0	1	0
存在する(24校)	学校関係者、専門業者	9	7	2	0
	学校関係者、専門業者、スポーツ少年団	13	11	2	0
	学校関係者、専門業者、その他団体	2	1	1	0

スポーツ少年団が維持管理に関わる場合、13校のうち11校が協議・会合を行っている

- 協議・会合の参加者は学校関係者、PTA、スポーツ少年団、地域などである
- 協議・会合において芝生の維持管理や利用に関して話し合われている

11

**結論**

**スポーツ少年団が維持管理に携わる場合**

- 芝刈り・雑草抜きの作業を行う場合が多い
- それにより教職員やPTAの負担を軽減できる
- 芝生化以前と比べ、利用が変わらないor 増えた
- 学校やPTA、地域、スポーツ少年団による協議・会合は必要となる

12



表1 維持管理主体

学校名	芝刈り・雑草抜き				
	教職員	児童	PTA	スポーツ少年団	その他団体
馴染小学校	○	○	○	×	×
山の荘小学校	○	○	○	×	×
瑞光小学校	○	×	×	×	×
永福南小学校	○	○	×	×	永福学園の生徒、1度のみ学校支援本部
多摩第一小学校 1回目	○	×	○	×	×
多摩第一小学校 2回目	○	○	○	○	×
下目黒小学校	○	×	○	○	○(地域ボランティア、卒業生、町内会)
四谷第六小学校	○	○	×	○	六小会
南鶴牧小学校	Gネット				
和泉小学校	和泉GP				

表2 計画当初の話し合い(スポーツ少年団が維持管理をしない場合)

学校名	計画当初の話し合い
馴染小学校	なし
山の荘小学校	PTA
瑞光小学校	なし
永福南小学校	なし
多摩第一小学校 1回目	なし

表3 計画当初の話し合い(スポーツ少年団が維持管理をする場合)

学校名	計画当初の話し合い
多摩第一小学校 2回目	—
下目黒小学校	スポーツ少年団、PTA
四谷第六小学校	—
南鶴牧小学校	スポーツ少年団、PTA
和泉小学校	スポーツ少年団、PTA

表4 スポーツ少年団の活動頻度(スポーツ少年団が維持管理をしない場合)

学校名	スポーツ少年団	校庭開放の利用
馴染小学校	なし	なし
山の荘小学校	野球	土日
瑞光小学校	野球	2週間に1回
永福南小学校	?	水曜放課後、土日
多摩第一小学校 1回目	サッカー	土日

表5 スポーツ少年団の活動頻度(スポーツ少年団が維持管理をする場合)

学校名	スポーツ少年団	校庭開放の利用
多摩第一小学校 2回目	サッカー、野球	×
下目黒小学校	サッカー、野球	土
四谷第六小学校	サッカー、野球	土日
南鶴牧小学校	サッカー、野球	水曜放課後、土日
和泉小学校	サッカー、野球、グラウンド	水曜放課後、土日

表6 アンケート紙 質問項目

項目	具体的な質問内容
概要	芝生の種類
	校庭面積(サブグラウンドの有無)
	芝生面積
	児童数
維持管理	芝生化実施年月
	教職員の作業内容、作業時間、作業頻度、作業人数
	児童の〃
	PTA、保護者の〃
学校時間の校庭利用	専門業者の〃
	スポーツ少年団の〃
	校庭利用の合計時間 (授業、休み時間、その他学校時間)
	校庭利用
スポーツ少年団の校庭利用	スポーツ少年団の活動時間、頻度
	スポーツ少年団の1回の活動人数
	スポーツ少年団の活動内容への制限、禁止事項
	有無
学校教職員以外を含む協議・会合	日時(施工の何か月前か)
	参加者
	話し合った内容
	維持管理に関する取り決め(決まったことがあれば)

表7 スポーツ少年団に着目した維持管理体制の違い

スポーツ少年団	維持管理主体	小字帳数
存在しない(7校)	学校関係者、専門業者	6
	学校関係者、専門業者、その他団体	1
	学校関係者、専門業者	0
存在する(24校)	学校関係者、専門業者、スポーツ少年団	13
	学校関係者、専門業者、その他団体	3

## ■グラウンド芝生化資料（いくぶん幼稚園園庭芝生化事業について）

### 【事業の概要】

- ・ 面積450㎡
- ・ 園児や保護者等による植付け（ティフトン芝）
- ・ 幼稚園の先生による維持管理
- ・ 6月19日：苗植付け
- ・ 8月10日：芝刈り開始

【いくぶん幼稚園】平成21年度実施



植付け（6月）



芝生化された園庭（8月）



裸足で運動会（10月）



裸足で運動会（10月）

### 【芝生化の検証結果】

- ・ 園庭一面が緑になり、保育する上での環境が良くなった。
- ・ 土の園庭のときよりも園庭で遊ぶ園児が増えた。
- ・ 寝転んだり、裸足で遊んだり活動への意欲が向上した。
- ・ 擦り傷などの怪我が減少した。（運動会の際の傷の消毒薬がいらなかった。）
- ・ 土埃が立たなくなった。
- ・ 水溜りがなくなり、雨の翌日に整地する必要がなくなった。
- ・ 子どもたちの運動能力の向上等の効果が期待できる。

## 土浦市立土浦小学校改築計画に関するアンケート

### － 調査ご協力をお願い －

日頃から市政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

土浦小学校においては、昭和41年3月に校舎の一期工事の改築後、すでに44年が経過しており、老朽化が進行しております。校舎等の地震に対する安全性を調査したところ、国の定める基準を下回っていることから、現在地で全面改築することになりました。

これをもとに、よりよい小学校施設環境の整備を目的として、本年8月土浦市立土浦小学校校舎及び屋内運動場改築検討委員会を設置いたしました。

今後、検討委員会において、保護者の皆様のご意見等を参考にし、改築に向けての構想策定に活用していきたいと考えています。

なお、このアンケート調査は、無記名回答で、アンケート結果の公表においては、ご回答いただいた皆様にご迷惑をかけることは一切ございません。

お手数をお掛けしますが、アンケート調査の趣旨にご理解をいただき、ご協力をお願い申し上げます。

平成21年11月  
土浦市教育委員会  
教育長 富永善文

### ◆記入にあたってのお願い

- ①アンケートの内容につきましては、別添の「アンケート項目の内容についての説明」を参考にいただき、ご記入してください。
- ②ご記入が終わりましたら、同封の封筒へ入れて、に、お子様に学校へ届けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔問合せ先〕

土浦市教育委員会学務課施設係 担当：室町・市村  
〒300-4192 土浦市藤沢975番地  
電話 029-826-1111 (内線5111)



3 前の質問で選択した項目について、具体的なお意見がありましたら  
ご記入ください。

1 選択した（ ）項目について

[ ]

2 選択した（ ）項目について

[ ]

3 選択した（ ）項目について

[ ]

4 現在及び将来の学校施設・環境に対するご意見がありましたら、  
ご自由にお書きください。

[ ]

お忙しい中、アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。

## アンケート調査票

### □ アンケート項目の内容についての説明

#### 1 多様な学習形態，弾力的な集団による活動を可能とする施設

これからの学校では，多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として計画することが重要であり，一斉指導による学習以外に，チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習，個別学習，少人数指導による学習，グループ学習等に活用できる多目的な空間をつくり，学級の教室との連携に配慮した施設にする。

#### 2 亀城公園などの景観に配慮した施設

本地区は，景観形成重点地区に指定されており，良好な景観形成を図るため，周辺環境と調和する学校施設にする。

#### 3 屋内・屋外運動体育施設の充実

健康的で使いやすく，耐久性のある屋内運動場（体育館），広く運動しやすい屋外運動体育施設（校庭）にする。

#### 4 情報環境の充実

高度情報通信ネットワーク社会において，児童が主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え，生きる力を育てる学校環境をつくる。

#### 5 学校図書館（図書室）の充実

図書室を，規模や図書・視聴覚メディアについて拡充をするとともに，児童のコンピュータ利用学習等も可能となる施設をつくる。

#### 6 国際理解の推進のための施設

外国語の指導，外国人児童の受け入れ，日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した施設をつくる。

#### 7 特別支援教育の推進のための施設

教育上特別な支援を必要とする児童に対して，障害の状態や特性等を踏まえつつ，適切な指導及び必要な支援を可能とする施設をつくる。

#### 8 健康に配慮した施設

児童の健康に配慮し，校内の快適性を確保するため，採光，通風，換気等に十分配慮すること。また，室内空気を汚染する化学物質の発生がない，若しくは少ない材料を採用する。

## 9 学校の歴史・思い出を伝える工夫

学校は、卒業生や在校生にとって思い出の集積される場であり、学校の歴史・思い出（記憶）を伝える場所・しつらえを工夫する。

## 10 耐震性の確保

地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせる。

### 11 安全・防犯に優れた施設

学校施設は、災害発生時には地域住民の避難場所や防災物資備蓄の機能をも課せられている公共施設であり、また、児童が安全に過ごすためにも、防災・防犯に優れた施設として整備する。

### 12 施設のバリアフリー対応

障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた設備（スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等）に配慮する。

### 13 環境に配慮した学校施設

環境との調和、そして環境教育のために、建物の熱負荷を低減（断熱）・太陽光発電・雨水再利用設備・リサイクル建材等を利用した施設とする。

### 14 カウンセリングの充実のための施設

保健室、教育相談室（心の教室）、適応指導教室等カウンセリングの機能が充実した施設をつくる。

### 15 学校開放のための施設・環境

学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し、安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民の積極的な利用の促進を図りつつ、共同利用のできる施設にする。

### 16 建設期間中の学習・生活環境の確保

工事に伴い児童の心身の健康及び安全並びに学習及び生活に支障の生じることのないよう、必要な環境を確保する。

(7) ワークショップでの意見 (児童)

# 土浦小学校改築事業の ワークショップ報告書

土浦小学校の建て替えに向けて、これまで6年生全員で「土浦小の宝探し」を通して、「未来の学校に引き継ぎたいもの」や、「取り入れたいこと」について話し合いました。  
2回行われたワークショップの参加者全員に「みんなの今の想い」を共有したいので、話し合いの結果を概要版としてまとめました。

## ◆第1回ワークショップ

日時：2010年10月19日(火) 13:55～15:30  
場所：土浦小学校3階6学年各教室

### ・作業した内容

筑波大の大学生を講師に迎え、ワークショップのルールや進め方について教えてもらいました。各クラスが4班に分かれ、「土浦小の宝探し」というテーマで、学校の敷地内を散策し、宝物さがしをしました。その後に見つけ出した宝物を模造紙にまとめて各期ごとに発表を行いました。



## ◆第2回ワークショップ

日時：2010年11月24日(水) 13:55～15:30  
場所：土浦小学校3階6学年各教室

### ・作業した内容

筑波大の大学生を講師に迎え、第1回ワークショップの内容をまとめたものを使って各クラス【保存したいもの】【新しく取り入れたいもの】【充実したいもの】について話し合いました。その後それを模造紙にまとめて、各期ごとに発表を行いました。



## ◆皆でまとめた結果

### 土浦小学校の宝物 BEST10

- 1、**樹**：なんといってもみんなの注目度No.1
- 2、**ピオトープ**：長い間をかけて手入れをされてきた
- 3、**たまき**：校章は土浦小学校のシンボル
- 4、**卒業生の碑**：石や記念碑、それに鳥の銅像
- 5、**玄関前の樹木**：風景がとても良くて木の形も人気
- 6、**学校年表**：土浦小学校の歴史や校訓を感じる
- 7、**卒業記念品**：昇降口前の時計やスタンドグラスなど歴史的
- 8、**室名札**：手作り感が高得点
- 9、**トロフィー**：いろいろな種類がたくさんある
- 10、**音楽室・理科室・家庭科室など**：楽しかった授業の思い出

これらの宝物は①校庭の樹木、②学校の伝統や歴史、③卒業生の記念物、④教室の雰囲気、⑤手作りの物、に分けられます。



### 今の土浦小学校から

#### 「保存したいもの」

- ・ 樹の樹
- ・ ピオトープ
- ・ たまき



#### 「充実したいもの」

- ・ プール
- ・ 図書室

#### 「新しく取り入れたいもの」

- ・ 芝生の校庭
- ・ 遊ぶことができる屋上
- ・ エアコン (反対の意見も出ている)

#### 「学校のまわりから取り入れてほしいもの」

- ・ 亀城公園の雰囲気
- ・ 中城通りの蔵
- ・ 駄菓子屋の丸善



#### 「土浦らしさって？」

- ・ 花火大会
- ・ レンコンの畑

(8) ワークショップでの意見（教員）

101018 土浦小学校教員へのアンケートのコメント意見集計のまとめ

筑波大学 小場瀬令二

1. ワークショップの進め方

10月18日に土浦小学校の新校舎設計案について教員とのワークショップが行われた。参加者は校長先生＋教頭先生＋他12名教員、教育委員会4名、設計事務所3名、筑波大学1名。事前に実施したアンケート調査を筑波大学の方で集計してまとめておいたものを初めに説明の後、それに付け加える形で必要な意見、強く主張されたい点を教員にポストウィットで書いてもらい、アンケートで集計した意見に追記してもらって。その後、ワークショップ方式で自由に意見交換を実施した。

2. 教員にアンケートに追記していただいたコメント

それを整理し、その中で特に強く反映すべきという主張については赤字で示す。

■ 児童クラブに関して

- ・ 児童クラブは独立・別棟に設置する

■ プールに関して

- ・ プールへは外へ出ずに行ける設計とする
- ・ プールへの通路を作る

■ 昇降口に関して

- ・ もっと入口を広くするかそれを二カ所とする
- ・ 各学年単位で入れるような作りとする

■ 屋上に関して

- ・ 屋上は活動の場として必要である
- ・ 校庭の悪環境時の運動スペースの1つとできる

■ 校庭に関して

- ・ 幼稚園スペースのポケットパーク利用
- ・ 収納スペースを多く作る

■ 管理部門に関して

- ・ **職員室と保健室は隣接させる形とし配置場所を再検討する**
- ・ **印刷室は職員室と隣接させる**
- ・ 保健室へのシャワールームを設置する
- ・ 子どもたちの活動を考えた放送室の拡大が必要である
- ・ 資料室・収納スペースをやや多めに配置する
- ・ 職員室と隣接した会議室が必要である
- ・ 職員室と校長室は内部に出入口を設置する
- ・ 職員室入口付近への学年・クラブ・委員会・PTA等の区分箱の設置する

■ 体育館に関して

- ・ 校庭への出入口を確保する
- ・ 社会体育を考慮し、入口は内外部どちらにも設置する
- ・ ギャラリーを設置する
- ・ 壁と窓の割合を考えて設計すべき

■ オープンスペースに関して

- ・ **オープンスペースの教室は必要ない**
- ・ **多目的スペースは有効活用ができるため必要である**
- ・ **教室と多目的スペースには仕切りを設け、水道も設置する**

■ 設備に関して

- ・ **トイレは床を水で流せるものとする**
- ・ 洋式トイレの数を多くする
- ・ 着替えスペースのあるトイレが必要である
- ・ 教室の児童用ロッカーは従来のものより大きめとする
- ・ 水道を多く設置する

■ 吹き抜けに関して

- ・ **吹き抜けは設けず、代わりにそこは活動スペースとする**
- ・ コミュニティホールは確保すべき

■ 支援室に関して

- ・ スペース全体が狭過ぎる
- ・ 相談室は小さくても良いので各階へ設置する

#### ■ 駐車場について

- ・ 大型バスが入るスペースは必要ない
- ・ 可能な限り数は多く確保すべきである

#### ■ その他

- ・ **木材をふんだんに使った校舎にする**
- ・ 外観は歴史と伝統を考慮したデザインとする
- ・ 車と人の動線を明確にする
- ・ 学年室を設置する
- ・ 屋上か体育館（二階建てとした時）一階を異学年の交流場所として必要である。

### 3. フリーデスクッションでの意見交換

小場瀬をファシリテーターとして教員、教育委員会関係者、設計事務所間で質疑応答および議論を行った。特にアンケート調査から「オープンスペース」、「吹抜け」については議論のあるところであることが抽出されていたので、これらについて集中的に議論を行った。また設計事務所側から「オープンスペース」や「吹抜け」の事例が PPT で示され、それに基づいてさらに議論が展開された。

#### 3-1. オープンシステムについて

①広い廊下兼作業スペースとして、教室と廊下の仕切りのないオープンシステムについては、教育上の効果、逆効果を勘案すると採用しにくい

②但し、今回の A 案については、オープンスペースと廊下は明確に仕切られており、①の問題については多少逆効果は減らしている。

③教室のバルコニー側にオープンスペースを確保する B 案については、教室ごとにオープンスペースが仕切れるならば、各教室の独立性が確保できることから、教育上の問題は少ないと思われる。

④ただ、②の方式、③の方式とも廊下をオープンスペースに取り入れていないことから、オープンスペースを連坦して利用するとき、その奥行きが必ずしも十分でない可能性がある。これについては、必ずしも十分な議論をするには至らなかった。

⑤いずれにしても生徒が落ち着いて勉学に打ち込めるようにすること、および各種の物を掲示出来る壁量を確保することが必要だと思われる。

### 3-2. 吹抜けについて

①吹抜けの効果について色々疑念が教員側から出たが、それについては設計事務所側から説明がされた。

②吹抜けの安全性については、どこまで安全性を確保すべきか明確な指針がなく、より安全性を高める（世の中の常識に比較して十分高く）ということの具体的な点を点検する必要がある。

③全面的に吹抜けは、危険性や音の問題などがあるので、昇降口周辺に限定するという方法も考えられるか

④吹抜けを2階分程度にする案も検討する。

⑤吹抜けに関しては次回さらに検討する

### 4. 次回さらに議論すべき項目

①学童の扱い→別棟の方向で検討

②オープンスペース方式と多目的室（少人数教室）方式について

③コミュニケーションスペース、ランチルーム、視聴覚室などの扱い

④屋上の設置

⑤体育館の出入り、舞台の位置等

(9) KJ法まとめ

